

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和2年12月4日(金) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 勝村 晃夫 副委員長 小泉 周司
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行
委員 笹島 猛 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 荘一 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 会沢 義範	秘書広聴課長補佐 海野 直人
市民相談G長 松本 啓二	政策企画課長 益子 学
政策企画課長補佐 岡本 哲也	総務部長 加藤 裕一
総務課長 飛田 良則	総務課長補佐 飛田 建
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 浜名 哲士
収納課長 小林 正博	収納課長補佐 高島 啓子
収納G長 船橋 武夫	
市民生活部長兼危機管理監 桧山 達男	
防災課長 秋山 光広	防災課長補佐 植田 徹也
防災G長 舘 政則	市民協働課長 玉川 一雄
市民協働課長補佐 大曾根香澄	環境課長 関 雄二
環境課長補佐 萩野谷 真	介護長寿課長 藤咲 富士子
介護長寿課長補佐 照沼 克美	保険課長 生田目 奈若子
保険課長補佐 鈴木 伸一	下水道課長 金野 公則
下水道課長補佐 猪野 嘉彦	消防長 山田 三雄
消防本部予防課長 元木 利光	消防本部予防課長補佐 森田 伸一

会議に付した事件

- (1) 議案第73号 那珂市学校施設整備基金条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第77号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第78号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

る条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第 80 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算 (第 6 号)
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 86 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 上菅谷駅北側市有地売却に係る状況の報告について
 - …執行部より報告あり
- (7) 令和 3 年度に向けた那珂市行政組織機構の見直しについて
 - …執行部より報告あり
- (8) 市税等納付に係るスマートフォン収納の導入について
 - …執行部より報告あり
- (9) 広報紙のリニューアルについて
 - …執行部より報告あり
- (10) 申請書等の性別記載欄の見直し及びいばらきパートナーシップ宣誓制度の適用について
 - …執行部より報告あり
- (11) 那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会について
 - …執行部より報告あり
- (12) 那珂市災害廃棄物処理計画 (案) の策定について
 - …執行部より報告あり
- (13) 那珂市防災行政無線のデジタル化に伴う時報の放送時刻変更について
 - …執行部より報告あり
- (14) 那珂市国土強靱化地域計画 (案) の策定について
 - …執行部より報告あり
- (15) その他

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 おはようございます。

総務生活常任委員会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

大分寒さが厳しくなつてまいりまして、また、那珂市在住の方が新型コロナウイルスに感染したという、14 名だということで、皆さんも大変かと思いますが、十分にコロナ対策にはお気をつけいただきたいと思つていますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日の常任委員会も報告事項が大変ありますので、お時間がかかるかと思つていますが、よろしくお願ひします。

それでは、慎重なご審議よろしく申し上げます。

開会の前にご連絡をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において、手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

ここで、副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 改めまして、おはようございます。

先ほど勝村委員長からございましたけれども、12月2日に1名の方が新型コロナウイルスに感染したとの報道がございました。また、茨城県の自治体においても議員数名の方が感染しております。本市におきましては、議員各位の皆様の感染症対策にご尽力いただき、無事議会が運営されております。

本日、令和2年最後の総務生活常任委員会でございます。勝村委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にご出席、大変お疲れさまでございます。

副議長、それから委員長のほうからお話がありましたとおり、12月2日に那珂市在住の看護補助者が新型コロナウイルスに感染していることが発表されました。昨日、先崎市長から職員に対しまして、新型コロナウイルスには状況を冷静に見極め対応するように、職員からは感染者を出さないよう、健康管理に万全を期すよう指示がありました。

これからも油断することなく、気を引き締めて新型コロナウイルス対策を実施してまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、ご協力、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、議案5件、協議・報告案件が9件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

議案第 80 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、議案書 76 ページの次のページをお願いいたします。

議案第 80 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正になります。

当委員会におきましては、一番上の議会会議録作成業務委託から下から 2 つ目の家庭系可燃ごみ収集運搬業務委託までの 20 件になります。

期間につきましては、令和 2 年度から令和 3 年度までが 9 件、令和 4 年度までが 1 件、令和 5 年度までが 5 件、令和 6 年度までが 1 件、令和 7 年度までが 4 件になっております。

7 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

起債の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。

本庁舎駐車場等改修事業債（合併特例事業）ゼロ円、支所来客用駐車場整備事業債 3,150 万円、4 行目になります、常備消防車両整備事業債 2,010 万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

10 ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目商工使用料 395 万 4,000 円の減。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 2,695 万円。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 82 万円、4 目土木費国庫補助金 2,330 万円、5 目消防費国庫補助金 168 万 5,000 円の減、6 目教育費国庫補助金 6,365 万 8,000 円の減。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金 2,329 万 9,000 円。

11 ページをお願いいたします。

16 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金 6,861 万 8,000 円、2 目民生費県補助金 110 万円の減。

18 款寄付金、1 項寄付金、2 目ふるさとづくり寄付金 1,000 万円。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 2 億 5,300 万円の減。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2 億 2,018 万 5,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 74 万 2,000 円。

12 ページをお願いします。

22 款市債、1 項市債、1 目総務債 8,080 万円の減、6 目土木債 3,960 万円、7 目消防債 460 万円の減、8 目教育債 2 億 4,890 万円の減。

13 ページをお願いします。

歳出になります。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 323 万円。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 546 万 2,000 円の減。

14 ページをお願いします。

5 目財産管理費 8,780 万円の減、6 目企画費 52 万 9,000 円、7 目コミュニティ費 634 万 2,000 円。

15 ページをお願いします。

9 目国際市民交流費 1,664 万 7,000 円の減、12 目支所費 18 万 6,000 円、14 目諸費 480 万 2,000 円。

16 ページをお願いします。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費 336 万 6,000 円の減。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 625 万 7,000 円の減。

17 ページをお願いします。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費 16 万 8,000 円の減。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費 30 万円の減。

20 ページをお願いします。

下段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 159 万 5,000 円。

21 ページをお願いします。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 20 万円。

25 ページをお願いします。

下段になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 820 万 6,000 円の減、2 目非常備消防費 130 万 5,000 円の減、3 目消防施設費 115 万 4,000 円の減、5 目災害対策費 1,208 万 2,000 円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 歳入のところで、これ財政調整基金 2 億 5,000 万円くらいかな。今、残高はどのくらいあるんですか、この繰入金のあれで。11 ページね。

財政課長 予算上入れているのは 3 億円になります。

笹島委員 残高だ。

財政課長 失礼しました。戻入れ後の残高としては約 17 億円になります。

笹島委員 今までそうすると二十何億あつての、それから 2 億 5,000 万円、ごめんなさい、前は二十何億くらいあつたのかな。

財政課長 おっしゃるとおり令和元年度末で 20 億円ありまして、今回、予算のほうに入れた分から 2 億円を戻すことができますので、今、予算のほうに 3 億円入れている状態になります。ですので、基金の今現在の残高としますと、先ほどの 17 億円という見込みになっております。

笹島委員 そうすると、これから新型コロナウイルス対策としてこれ使わなきゃいけない部分が出てくると思うんですけども、ご予定のほうはどういうあれですか。

財政課長 今年度の新型コロナウイルス対策の部分につきましては、12 月補正までである程度のもは措置していると考えております。ですので、来年度も引き続きのものになりますので、3 月補正でほかの事業費等のほうで不用額等も出てくるかと思っておりますので、この今入っている 3 億円の財政調整基金の繰入金のほうをどれだけ戻せるかというのがまた来年度以降の財政運営のほうに影響がある部分かなというふうには考えております。

副委員長 現時点で新型コロナウイルスの影響等で税収の落ち込みの見込みとか、そういったものというのは現時点ではないんですかね。ある程度、予定どおり歳入は入ってくるということでしょうか。

財政課長 今現在では、具体的なところまではちょっと出ていませんけれども、幸いにもうちの場合については、法人税の割合がほかの市町村と比べては低いので、今直近で大きくそこに出ているまではいっていませんけれども、これから精査のほうはした上で、来年度予算のほうは計上していきたいというふうには考えております。

副委員長 それと 11 ページで、歳入でふるさとづくり寄付金というのがありまして、1,000 万円上がっていますけれども、これはふるさと納税の収入がこれだけ上がるということかと思うんですが、急に上がったということになりますので、この上がった要因と申しますか、何か変更した点とか、例えば商品を入れ替えましたとか、何かこの増収になった原因があれば、そこを教えていただきたいんですが。

財政課長 ふるさとづくりの今回の上げた要因としましては、実は 4 月以降のふるさとづくりの寄付の額のほうが前年と比べて 120%から 130%くらい増えてきております。こちらのほうについては、ほかの自治体でも同じような傾向にあるというところがありますので、

一つの要因としては、新型コロナウイルスの自粛要請の中で、そういった部分に対しての影響があるのかなというふうにはちょっと思っているところではあるんですけども。もう一つは、そういう状況でございまして、例年ですと、寄付額というのは年末にかけて増えてくる部分があるので、返礼品に対する歳出予算の額のほうが不足の生じるおそれがあるという部分で、その兼ね合いで、歳出のほうについても合わせて 1,000 万円という形で今回は計上させていただいているという内容でございます。

それとあと、返礼品の対象となる事業者のほうも、今年度、市内の事業者さん協力いただいて、4 事業者、新たに増やしているというところで、そういったところも影響はしているのかなというふうには思っております。

副委員長 じゃ自然増もあるけれども、ある程度、事業者等も新しいものが出てきて、増収が見込めるといいますか、今年度は昨年度よりも増えるということ。すごくいいことだと思いますんで、ぜひこの部分増えるように頑張っていたきたいと思います。

それからすみません、もう一点、ページ数がどこだったかな。ICTの関係でパソコンの購入が上がっていると思うんですが、これは専決処分で5月ですか、取っていると思うんですが、それに加えてパソコンを増やすということなんですかね。

政策企画課長 今回、タブレットを5台追加で買い足す予算を計上させてもらっています。5月の専決のときには20台購入していたわけですけども、今般、議会のほうでもICTに対応するというので、ペーパーレスを進めるということがございましたので、20台だと、この全員協議会室で我々執行部側が運用する際にちょっと足りないものですから、5台追加をさせていただいたということでございます。

委員長 ほかにございせんか。そのほか質疑ございせんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございせんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時19分)

再開 (午前10時21分)

委員長 再開いたします。

消防本部が出席いたしました。

議案第 77 号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

消防本部より説明を願います。

消防本部予防課長 消防本部予防課長の元木でございます。ほか 1 名の職員が出席しております。よろしくお願いたします。

着席にて説明させていただきます。

議案書 48 ページをご覧ください。

議案第 77 号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由といたしましては、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和 2 年 8 月 27 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案書 49 ページ、50 ページは、那珂市火災予防条例の一部を改正する条例の改正条文でございます。

なお、今回の改正に伴い、那珂市火災予防条例の内容を精査、見直しを行いまして、条文の整合性を修正、確立いたしました。

議案書 51 ページから 56 ページは新旧対照表でございます。

議案書 57 ページをご覧ください。

那珂市火災予防条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

改正理由は、提案理由と同じでございます。

改正本文について、改正条文、見出し等、改正概要の順にご説明いたします。

改正条文、第 8 条 3 第 1 項、見出し等、燃料電池発電設備について、改正概要、「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改めます。

第 11 条の 2 第 1 項、急速充電設備について、「電気自動車等（及び第 12 号において同じ）」を条文に加えます。さらに、「全出力 50 キロワット」を「全出力 200 キロワット」に条文を改めます。

第 11 条の 2 第 1 項第 1 号、同じく急速充電設備について、急速充電設備の全出力拡大に伴い、新たに必要とされる対策基準を追加いたします。

第 11 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号、同じく急速充電設備について、第 1 号から第 3 号について、1 号ずつ繰り下げます。

第 11 条の 2 第 1 項第 4 号から第 9 号、同じく急速充電設備について、第 4 号から第 9 号について、1 号ずつ繰り下げます。さらに、「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車」に改め、「場合には」を「場合は」に改めます。

第 11 条の 2 第 1 項第 10 号、第 11 号、同じく急速充電設備について、第 10 号、第 11 号について、1 号ずつ繰り下げます。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号、同じく急速充電設備について、「第 12 号」を「第 16 号」に改めます。

議案書 58 ページになります。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号細分ア、同じく急速充電設備になります。「場合には」を「場合は」に改めます。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号細分イ、同じく急速充電設備について、条中の文の後段を削除いたします。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号細分ウ、エ、同じく急速充電設備について、省令改正に合わせて蓄電池の内蔵する急速充電設備について、全出力拡大に伴い、蓄電池の容量を増加することから、火災予防上必要とされる基準を追加いたします。

第 11 条の 2 第 1 項第 13 号から第 15 号、同じく急速充電設備について、急速充電設備の全出力拡大に伴い、新たに必要とされる対策基準を追加いたしました。

第 17 条第 1 項第 9 号、第 17 条第 1 項 9 号細分を水素ガスを充てんする記述について、見出し条文について、「充てん」を漢字の「充填」に改めます。

第 33 条第 1 項第 4 号、可燃性液体類等を貯蔵する及び取扱いする技術上の基準等、「前項」を「前号」に改めます。

第 44 条第 1 項第 10 号、火を使用する設備の設置の設置届出について、急速充電設備の届出について、号の追加をいたします。

第 44 条第 1 項第 10 号から第 14 号、火を使用する設備等の設置届出について、第 10 号から第 13 号について 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号中の「充てん」を漢字の「充填」に改め、第 15 号といたします。

附則といたしまして、第 1 項、施行期日を、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行いたします。

第 2 項、経過措置として、この条例を施行する際に設置され、また、設置工事がされているこの条例による改正後の那珂市火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例といたします。

議案書 60 ページをご覧ください。

結びに資料として、急速充電器の写真と説明文を添付いたしました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 2030 年までにガソリン車を廃止して、電気に水素にしていくということで、ちょっとこれよく分からないんですよ、今説明受けたんですけども。端的に、具体的にちょ

つと教えてくれますか。これからそういうふうになっていくんでしょけれども、業務用とか家庭用とかってあると思うんですけども、我々は一般的に、一般人なんでよく分からないんで、ちょっとお願いいたします。

消防本部予防課長 お答えします。

従来の電気自動車のバッテリー能力が 40 キロワットと、走行距離が 200 キロメートルと、東京往復が厳しい現状でしたが、現在では能力が 60 キロワットと、走行距離が約 400 キロメートルまでの技術、技能が向上し、充電できる施設も、コンビニ、スーパー、ディーラーなど数多く存在し、近年、電気自動車の普及が多く見られております。那珂市管内においても 5 か所の充電設備場所を把握しております。

以上でございます。

笹島委員 那珂市のことは 5 か所ということで、今、電気自動車の性能も 400 キロメートル、500 キロメートルと伸びていくと。これからも伸びてくるんだろうと。でも、充電設備がなきゃ普及できないわけでしょう。もちろん消防法云々で関わると思うんですけども、我々庶民にとっては、今言った充電施設がまだまだ少ないわけですよね。そうすると、今言ってたそちらの設備のほうの、消防署としてどのような、具体的に管理、家庭用もあるわけでしょう、あれは。家庭用もあって、業務用もあるわけでしょう。両方から使えるかどうか私は分からないですけども。そうすると、これからどのようになっていくのかということなんでしょう。ちょっと具体的にそれを教えてほしいんですけども。

消防本部予防課長 お答えします。

急速充電設備については、今後については 50 キロワット以上の届出になります。現時点で消防署に急速充電設備で届け出る施設はありません。

笹島委員 これからそういう普及、充電器も、それから車のほうも性能もよくなってから、施設はないけれども、これから増えてくるという意味ですか、今はないけれども。

消防本部予防課長 そのとおりでございます。

副委員長 もう一回確認しますけれども、今までの基準は 50 キロワット以下の場合には届け出なさい、50 キロワット以上だと届け出なさいだったんですか。

消防本部予防課長 お答えします。

今後については 50 キロワット以上が届出義務になります。

副委員長 ということは、今そういう、1 件も那珂市ではないということは、今、例えばコンビニなんかであるやつというのは、あれは何キロワットのやつなんですか。

消防本部予防課長 お答えします。

那珂市管内にあるのは現在 20 キロワットでございます。

副委員長 そうすると、20 キロワットなんで、今までは届出の義務がなかったんで、届けなくてよかったと。ただ、今度はさらに基準が上になるんで、じゃ今後も那珂市内におけるああいふ施設というのは、ほぼほぼ届出の義務はないということになるんですかね。

消防本部予防課長補佐 お答えします。

急速充電設備に関しましては、全出力拡大に伴いまして、消防署のほうへの届出は令和3年4月1日以降、50キロワット以上の届出が必要になります。上限としましては200キロワット、それ以上の設備に関しては、急速充電設備としての取扱いじゃなくなりますので、変電設備としての届出が必要になってきます。

以上です。

委員長 いいですか、理解できましたか。

ほかにありませんか。

萩谷委員 先ほど、これから50キロワット以上は届出が必要という答弁でしたよね。そうすると、その未満のものは届出が必要ないということですか。

消防本部予防課長補佐 お答えします。

令和3年4月1日以降、50キロワット以上の急速充電設備に関しましては、先ほど説明いたしましたように届出の必要性があります。50キロワット未満の急速充電設備に関しては、届出の必要性はありません。ですが、急速充電設備として、火災予防上のリスクはありますので、位置とか管理、構造に関する指導は消防署のほうがするような形になります。ただ、届出がありませんので、消防署のほうが任意で指導するという形の方向性を考えております。

以上です。

副委員長 それは、これまで市内5か所に設置されていますと言ったけれども、20キロワットだから届出の義務はないけれども、消防署のほうで、それは任意で把握してきたということですかね。

消防本部予防課長補佐 お答えします。

火災予防上の危険上から、消防署のほうで把握できる範囲に関しては指導していきたいと考えております。

以上です。

笹島委員 そうすると、これは業務用ですよ、あくまでもね、各いろんな施設に業務用として設置して、今言っていた50キロワットから200キロワットまでが届出しなきゃいけないよという。届けだけでいいんで、許認可でも何でもないわけでしょう。ただ、このように設置しますよと、施設を造りますよということだけ、届けだけでいいわけですか。

消防本部予防課長補佐 お答えします。

届出と、設置する場所の図面等、そういったものを提出いただきまして、当然、同じ敷地内に建物がある場合には、急速充電設備から発火する危険性もありますんで、そういったことも踏まえて消防署のほうは指導していくということで、準備に入っております。

笹島委員 そうすると、発火施設があるかって、例えば消火栓とか何かの設置とか、そういうのも義務化されるわけ。

消防本部予防課長補佐 お答えします。

急速充電設備に関しては、電気設備として消防法のほうで決められておりますので、現時点で必要な消防用設備としては、消火器の設置を考えております。これに関しては、消防法施行規則のほうに関しても消火器を設置しなさいということであつたわけでありまして、そういった設備としては、消火器の設置が必要となります。

笹島委員 そうすると、1台だけじゃないですよ、2台、3台と、あと、もっと数が多くなってくるとするんですけども、これでもし電気自動車がどんどん普及していけばね。そうすると、その数に関してはどういうふうにしていくの、これは。

消防本部予防課長 お答えします。

設置の個数によって消火器を設置するように指導していきたいと思っております。

笹島委員 消火器の話じゃなく、2つ、3つだけじゃなく、大量に事業として、もう10台も20台も設置するところも出てくると思うんですよ、事業として成り立たせるには。2つ、3つのところもあるんですが、その区別はしていないわけですか、そういう。

消防本部予防課長 お答えします。

現在では区別はしておりません。

消防本部予防課長補佐 すみません、お答えします。

今のご質問だと、急速充電設備を何か所か、1つの施設に対して個数を何個か設置するという場合ですよ。現時点で消防のほうで国のほうから指示をいただいているのは、急速充電設備に関して複数の車に充電できるような急速充電気もあるんです。1つの急速充電器から充電ケーブルが3つ出ていて、3台の車に充電できるとか、そういう急速充電設備もあるらしいんですが、1つの施設内に何か所か急速充電設備を置いている箇所として、自分はちょっと把握していない、ひたちなか市のほうにそういった設備はあるんです。それに対する規制のかけ方というのは、1つの急速充電設備に対してやはり届出の必要性があれば、それは1台に対して届出を出してもらって、同じ施設内に3か所あれば、3つ分出してもらって、その1つに対する規制は、やはり3台に規制をかけていくという方向性で考えております。

笹島委員 私が言いたいのは、要するに2つのあれができると思うんですよ。今言っていた事業としての、もう要するに急速充電設備ステーションという形の部類と、それからコンビニか何かの、ちょっとしたドライブか何かでちょっと使うというあれと、それから今言った業務用、多分タクシーもそういうふうになるかもしれないですよ。そういう区別は、まだそういうふうには決まってきたいないわけだ。要するにあくまでもその台数は少ない、少数のほうで進めていくと。これから普及がもっとしていけば、また次に考えるという段階なんでしょう。

消防本部予防課長 そのとおりでございます。

委員長 いいですか。

ほかにありますか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 77 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 77 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩 (午前 10 時 40 分)

再開 (午前 10 時 41 分)

委員長 再開いたします。

財政課、保険課、介護長寿課、下水道課が出席しました。

議案第 78 号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

財政課より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 61 ページをお願いします。

議案第 78 号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。

所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法の一部が改正されることに伴い、同法の規定を引用して延滞金の特例を定めている関係条例の一部を改正するものです。

具体的な改正内容につきましては、69 ページをお願いいたします。

概要になります。

2 段目になります。

第 1 条関係、那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、法改正に伴う文言の整理でございます。「特例基準割合」と表記していたものを「延滞金特例基準割

合」、また、「租税特別措置法 93 条第 2 項の規定により告示された割合」については、「租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合」に改めるものです。

第 2 条関係、那珂市介護保険条例の一部改正については、平成 16 年の一部改正条例附則に規定されていた延滞金の割合の特例について、法改正に伴う文言の整理を行った上で、制定附則に規定するものです。

第 3 条関係については、那珂市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、第 2 条において延滞金の割合の特例を新たに制定附則に追加したことにより、これまで同内容を規定していた平成 16 年一部改正条例の附則第 2 条を削除するものです。

第 4 条関係、那珂市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正、次のページをお願いします。第 5 条関係、那珂市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、第 1 条同様に法改正に伴う文言の整理となっております。

改正条例附則につきましては、施行期日、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものです。

経過措置として、改正後の関係条例の延滞金の特例に関する規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとなっております。

なお、62 ページの改正条文、64 ページの新旧対照表につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

笹島委員 これ延滞金が変わったの。

財政課長 こちらは令和 2 年度の税制改正において、市中金利の実勢を踏まえた上で、利子税等の割合が下がったこと。そのために、今年の 3 月 31 日に所得税法がその内容を踏まえて一部改正になったこと。それらを踏まえて今回の関係条例のほうを改正しているという内容でございます。

笹島委員 今まで延滞金って、結構暴利で 14.5%くらいか 14.6%取っているじゃないですか。その延滞金のあれを安くしたという意味なの、端的に。じゃまともになったじゃない。今までひどかったんだよ、だから。暴利を貪っていたんだ、今までね。でも、それが半分になったわけでしょう。それでも高いけれどもね、7.いくつかわかじゃね。だって、普通の利子は今 1.5%とか 2.6%とかさ、しているところに、その何倍も、戒めるためでしょうけれども。それが全部、どこに入ってくるの、それは。延滞金のあれは。

財政課長 市に関係するものについては市のほうに入る形になります。

笹島委員 いいあれになるわけだ、市のほうも。どうなんですか、お答えください。

財政課長 できれば市としては延滞金がかかるような状況でなく納めていただくというのは前

提にはなりますが、延滞金がかかるものについては掛けて収納していくという形になるかと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 78 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 78 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前 10 時 48 分)

再開(午前 10 時 49 分)

委員長 再開いたします。

財政課が出席しました。

議案第 73 号 那珂市学校施設整備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

財政課より説明をお願いいたします。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

議案第 73 号 那珂市学校施設整備基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

失礼しました、議案書の 20 ページをお願いいたします。

改めまして、議案第 73 号 那珂市学校施設整備基金条例の一部を改正する条例についてのご説明になります。

那珂市学校教育施設整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございます。

本条例の設置目的について、学校施設の補修、改造、改築としているものについて、ICT 化の推進を踏まえ、教育環境の整備を追加するため改正するものでございます。

具体的な改正内容については、23 ページをお願いいたします。

概要になります。

中段になります。

題名につきまして、「那珂市学校施設整備基金条例」を「那珂市学校施設整備等基金条例」に改めます。

第1条、設置につきまして、設置目的に「その他教育環境の整備に要する資金」を加えるものです。

施行期日については、令和3年4月1日から施行するものです。

なお、21 ページの改正条文、22 ページの新旧対照表につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、常任委員会協議・報告案件であります上菅谷駅北側市有地売却に係る状況の報告についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財政課長 それでは、常任委員会資料12ページをお願いします。

上菅谷駅前北側市有地売却に係る状況の報告についてご説明いたします。

当該市有地については、医療法人社団青燈会への売却に向け、今年5月に地下埋設物の撤去を完了し、確認のため土壌調査を行ったところ、28項目の調査項目のうち、対象地の一部から土壌汚染対策法における基準値を超える鉛の成分が検出されました。このため7月に今後の対応について、県の廃棄物対策課へ相談するとともに、取り急ぎ青燈会のほうには状況の説明を行っております。

8月から県の指導を受けた中で、基準値を超えた箇所の特定向けボーリング調査等の土壌追加調査を行い、10月にその結果が出たところでございます。調査の結果でございますが、次のページの別紙図面のほうをご覧くださいと思います。

県道側のオレンジ色の四角で記された5地点、ここの地表2メートルから4メートルの

深さのところにおいて、基準値を超える鉛の成分が検出されております。四角の範囲については1辺当たり10メートルとなっております。

検出された値としましては、土壤汚染対策法による鉛の基準値は0.01ミリグラムパーリットル以下であるべきところを0.012から0.0169ミリグラムパーリットルとなっております。原因としては、自然由来のものであるとの調査結果でございます。

なお、ほかの27項目については基準に適合しております。

調査結果については、青燈会のほうには報告をさせていただいて、今後の対応について話し合いを行っております。青燈会としては、当該市有地での病院建設の意向は変わらないということを確認しておりますが、当然のことではありますけれども、基準値を超えた土壌が残っているのは病院建設を進めることはできないので、売買契約の締結前に市が全て撤去することを求められているところでございます。

また、市といたしましても、上菅谷駅前の土地を未利用地としておくことは得策ではありませんし、青燈会による病院建設は、市の医療体制の拡充に寄与するものであり、撤去することはやむを得ないというふうに考えております。

また、撤去の費用についてでございますが、県道沿いの道路際にあるということと、深さも深いというところで、工法的にも、また撤去する土量は約1,000立米と試算しておりますが、これについても県内に処分する場所がなく、千葉県の市川市まで搬出する必要があることなど、そういった要因から、概算で1億7,000万円となることが見込まれております。

今後の対応といたしましては、令和3年度の当初予算に撤去作業に係る委託料を計上するとともに、歳入予算として当該市有地の土地売払い収入1億4,500万円を合わせて計上する予定でございます。

また、令和3年5月から10月にかけて、土壌の撤去作業を進め、令和3年12月までには青燈会との売買契約の手続を完了させるべく、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明は終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

笹島委員 これ何、自然に出てきちゃって、何か所か分からないけれども、2メートル以上。

そんなに1億7,000万円もかかって、結局売買契約で1億4,500万円、マイナス2,500万円、どうするの、その2,500万円は。

財政課長 委員がお感じになっておられるとおり、収入に対して処分費用が非常に高額になっていて、市としても甚だ苦しいところではあるんですけども、自然由来というところに出てきてしまったものについては、やはり土壤汚染対策法、法に基づいた中で適正に処分せざるを得ないというところで、市が負担せざるを得ないかなというふうには考えてい

るところでございます。

笹島委員 何で市がそんなことやらなきゃいけないの。だって、1億7,000万円という見積りでしょう。これ1億4,500万円にはならないわけ。ならなきゃ、させなきゃおかしいじゃないんですか。言われたままかどうか知らないですけども。だって、その2,500万円ってどこで補填するの、それは。こんな無責任な話ないよ。だったら、この話なくて、公園にしたほうがいいんじゃないですか。何で2,500万円を出さなきゃいけないの、それは。誰が出すの、そのお金を。こんな話ないですよ、普通だったら。普通の会社だったらとんでもないことになるよ、これ。いや、確かにね、知らなかったでは済まないじゃん、一般的には。でしょう。だったら、相手に、どこかに請求しなきゃいけないじゃないですか。今度来る小豆畑病院の方に今言った2,500万円が出ちゃったんで何とかってお願いをするか、業者にうちは1億4,500万円くらいしかないんで、1億4,500万円にしてもらえますかの二通りしかないんじゃないですか。なぜ市がそれをかぶらなきゃいけないの、そういうマイナスのことを。人の税金ですよ、これは。あなたたちのポケットマネーじゃないんですから。

これはばかにしたことだよ。こんな無責任なことやっていたら、市なんか潰れちゃうよ、普通だったら、そんな。こんなこといろんなことでやっていて。でしょう。これ大事なことだからね。あなた自身のことじゃないと思っているから、人ごとだと思っているからそう思うかもしれないけれども、結局、ツケ回されるのは我々だからね。普通、聞いたら市民怒るよ。何で我々がそういうことしなきゃいけないんだって。そうでしょう。だったら、この話は、小豆畑病院にのんでくれなかったらポチャにしちゃえばいいでしょうよ。それで公園にすればいいでしょうよ。思わない、一般的に考えてください、おかしい、これは。

総務部長 お答えいたします。

確かに委員のおっしゃるとおりのことだということは我々も十分認識しております。この1億7,000万円というのは、現時点で見積りというか、取った時点ですので、詳細に、土量とかいろんなところを分析というか、調べた上で金額が出るものと思っていますので、マックスこれだけかかるというふう感じており、こういう金額で出したわけで。確かに1億4,500万円しか収入がありませんので、2,500万円は市の持ち出しということで、この部分についても、確かに我々のポケットマネーじゃないし、市民の方の税金で、貴重な税金を充てていくことになってしまいます。

これに対しては、やはりそのまま市有地として持っているよりは、処分しまして、固定資産税とかいろいろな法人税とかも踏まえて、さらには病院を建設しますので、雇用の確保とか、いろんなそこらの経済的なにぎわいも創出されるということから、将来にわたって税収も上がるというようなことも考えて、このような形を取るという判断をいたしましたし、あくまで現時点で市有地でございますので、それを契約相手先の青燈会のほう

に求めるというのはできないものというふうに思っております。

以上でございます。

笹島委員 先の話という話じゃないですよ。先、やっぱり固定資産税とかね、いろんなそのね、従業員の方も雇っているいろんなことが波及効果があっていい方向にいくと。そういう話じゃないですね。現時点の話ですよ。現時点の話をしてみれば、今言っていた二通りしかないって、私言っているじゃないですか。1億4,500万円の歳入しかないんだったら、1億4,500万円に、業者のほう、何社か取って、やってもらうところをマストで考えるか、小豆畑病院に2,500万円値上げしてもらうか、二通りしかないと思うんですよ。その努力するしかないと思うんですよ。やらないで云々じゃないですよ。すぐやってもらいたいですね。私はもうそれしかないと思うんですよ。先のことじゃないです。先云々で、よくある話じゃないですか、一般的にね。私はこういうふうにビジネスを始めました、もうかりますから私に投資してくださいって言われて、あと先行きは細くなっちゃったけれども、あのときそういうこと言った、言わないでは、もう話だけであって、現時点できちんとここでそういう話ということを決着つけなきゃいけない。それをマストでお願いしますということを言っておきます。

総務部長 確かに委員がおっしゃるとおりのことだと思いますので、これから詳細に設計を組みまして、当然これは競争入札になりますので、少しでも安い金額になるように努力しますし、工法ですが、道路際なんで、ちょっといろいろな部分があるんですけども、工法なんかもよく慎重に検討、考えながら、最善の努力はさせていただきます。

君嶋委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、先ほどの説明の中で、この鉛成分の処分をする場所は千葉県の市川市しかないんですか。それとも、このほかにもこの近辺で、多分、市川市まで運ぶとなると、その運搬費のほうが高くなるんですよ。結局、高速道路を使うか何でも。ですから、もっとほかに別な場所というのはなかったのか、ちょっとその辺確認させてください。

財政課長補佐 この土壤汚染対策法に基づいて処分ができる、指定されている機関が茨城県内には2か所ありまして、そのどちらにも事前に聞き取りのほうをさせていただいているんですが、1か所につきましては、現実的に今、受入れをしていない。もう一か所についても、受入れをする土量に制限があるのと、持っていく際に大きい袋に入れて持っていかなくてはならないということで、そこの経費の部分がまずかかるというところがあります。県のほうとか関係のところにも、どういうところに一般的に処分しているかということ聞いたところ、やはり県内でそういう事例があったときも市川市のほうまで持って行っている事例が多いということがありまして、一応この見積りの中では市川市に搬出して処分をするというような形で、現時点では見積りのほうをさせていただいているという状況でございます。

君嶋委員 県内でも2か所で、1か所は受入れできないということですね。あと1か所は袋詰

めにして搬入だという話ですけれども、袋詰めにした搬入のコストと、やはり千葉県の市川市まで運ぶコストの差というのはどのぐらい違いますか。

財政課長補佐 ただいま詳細設計のほうをコンサルタントのほうに委託してまして、そちらの比較等も今後させていただきながら、どちらが市にとって有利かというのは、今後詳細に詰めていきたいというふうに思っております。

君嶋委員 やはり、県の指導をもらいながらやるのには、市川市がベターかもしれないですけども、先ほど笹島委員が言ったように、少しでもコストを下げる場合には、そういうものも検討していただいでいくべきかなと思うんで、その辺はよろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長 自然由来ということで、出てしまったものはしょうがないというのも重々わかるんですが、やはり市民感覚からすると、売却額に対してどれだけ費用がかかるかというのは非常に大事な視点だと思うんです。これはきちんと丁寧に議論しないと、我々も説明がつかないなと思うんで、いろいろ聞きますけれども、これ自然由来の鉛であっても、これはやはり撤去する義務というのは市にあるということで、まずその確認をお願いします。

財政課長 お答えします。

まず、今回出た鉛の度合いからいいますと、土壤汚染対策法上でいうと、健康被害が生ずるおそれがあるので、すぐ撤去しなきゃいけないという要措置区域というものに該当するものではないという話は県のほうからいただいでまして、ただ、そういう健康被害が生ずるおそれはないんですけれども、土地の区画形質の変更をする場合については届出をしなきゃいけないと。要は開発行為をすとなれば、その深さまで掘る可能性があるんで、その掘ったときに問題の鉛のものが外に出てしまうと困ります。ですから、上をそのまま何もしない、未利用地の状態にしておけば、まず大丈夫ですよというところで、形質変更時要届出区域というものに今回のうちのものは該当してくると。

ただ、今お話ししたように、その状態ですと、開発行為とかそういったものをする場合は届出しますし、やる場合は当然撤去をしないとそういったものできないというのが現実的に出てくる土地でございますので、市といたしましては、上菅谷駅前の土地でございますので、そこは市として撤去をすれば、この土壤汚染対策法上の区域のほうの指定は外れることとなりますので、通常開発して問題ない区域になると。そうすれば、小豆畑病院のほうで病院建築のほうができるという状態になりますので、売る以上は、まだ市の所有のものでございますので、市のほうで撤去をして、先ほど部長が説明したように、開発に使っていただくというところがよろしいかというふうに考えて、市のほうでは対応していくという方針で今考えているところでございます。

副委員長 そうしますと、やはり売るためには撤去が必要だという認識でいいんですかね。

例えば笹島委員が先ほど言ったとおり、じゃ公園にすればいいじゃないかということの

議論があると思うんですけども、例えばそういった場合でも、何か市が公園にする場合でも、あれは撤去する必要があるか、それとも、その場合にはあれは撤去する必要がなくて、例えば駐車場なり、公園にするという場合にはそのまま使えるものなんですか。

財政課長 委員おっしゃるとおり、上に舗装をかけて駐車場として使用するなりという形であれば、それは使用することはできますけれども、ただ、先ほど言ったように区域として、この地にはそういうものがある区域ですよというものはずっと残ってしまうという形になりますので、将来、市がそこに何かしらの施設を建てるとか、そういう開発をする場合は、当然まずその撤去をしてからでないと、その開発経費のほうは、さらに整備する経費がかかってくるという形になりますので、そういうことを考えれば、今般、青燈会のほうで建設の意向がありますので、今、予算ベースでは超過する部分はありますけれども、市がそこは責任を持って撤去して、青燈会に開発していただくというほうがよろしいかというふうに考えて取り組んでいるところでございます。

副委員長 そうしますと、確認ですけれども、売る場合には当然撤去するけれども、例えば市がそのまま、土壌なんかをいじらずに表層を舗装なんかとか、公園を造るなんていう場合には、必ずしも撤去が必要なものではないという認識でいいんですね。

それともう一つ、先ほどから、建てれば固定資産税、雇用がということですが、それでは一体その経済効果というのはどの程度の数字を見込んでいるか教えてください。

総務部長 現時点では、そのような細かいというか、見込額は算出しておりません。

副委員長 経済効果ですから、なかなか難しいところはあるとは思いますが、少なくとも効果があるという場合には、ある程度の数字を出していただいたほうが市民も納得していただけるんじゃないかなと私は思います。ただ……、数字ありますか。

総務部長 概算の部分になるかと思いますが、雇用の部分についてはなかなかちょっとあれなんですけれども、先ほど申しあげました固定資産税の部分につきましては、大体2,000万円ぐらいというのは見込んでいるところでございます。

副委員長 これ、建物、土地、そして償却資産入れて年額2,000万円ぐらいですかね。

総務部長 そのとおりです。今の土地、家屋、償却資産を含めてこの程度ということでございます。

副委員長 年間2,000万円ですね。じゃ売ってもそれだけの経済効果は少なくともあるよとこの認識で大丈夫ですね。分かりました。

それと、これは自然由来でなかなか難しいところはあると思うんですが、本来であれば、なかなかもともとね、経緯を考えても、鉛が出るというところとか、有害なものがあるというような感じの場所ではなかったと思うんで、なかなか難しかったところはあると思うんですが、この辺やはりある程度、価格というものには本来調査をして、そこまでして、売る場合には、その売る価格にはそれなりの費用って乗って来るべきだと私は思います。ですから、私、これが決まったときにも、ちょっと急ぎすぎではないですかっ

て話はさせていただいたと思うんですね。やはり丁寧にするべきなんだろうなど。それと瓜連地区で地中埋設物ということがあったんで、特にそこはそれを教訓に丁寧に進めるべきだったんじゃないかなと私は思います。

その上でこういうものが出れば、じゃそれ以外で使うのか、そして、あくまでも売の場合にはある程度の費用をそこに乗せて、これ以上じゃないと売らないよという形でないと、やはりどうしても赤字で売るといのは、いくら市民、効果があるよと言われても、多分この数字が独り歩きしちゃうと思うんです。かなり批判を受けると思いますし、市民にとってはなかなか納得ができない数字かなと思いますので、その辺の進め方というのは、ぜひですね、これは今後に向けて、反省するべきところは反省していただきたいなというふうに思います。

それから、安くするという部分では、例えば青燈会が工事の中で、どうせ建物を建てるのに掘り返すということであれば、そういったところに合わせてやっていただいて、その分の費用を負担するという、そういうことは、これは検討されたんでしょうか。

財政課長 副委員長ご指摘の今の部分についても、青燈会とは実はお話しはさせていただきました。ただ、青燈会としては、病院建設するに当たって取得する用地ですので、そういうリスクを負った状態で購入は難しいという話をされています。確かに青燈会の言う部分はもっともな話でもありますし、市としても、売る部分としては、やはりそこはきれいにした上で売り渡したいという部分もありまして、こういう対応をせざるを得ないかなというふうに考えているところでございます。

副委員長 それともう一点。それでは、青燈会の駐車場を前面に造っていただいて、土地を動かさない方法で、撤去しないでもいい方向で売り渡すというようなことはどうなんでしょうか。

財政課長 その部分についても、話しはさせていただいたんですけれども、計画的に、一番は今の予定で5階建ての建物になりますので、隣接地への日照権の問題等もありますし、救急医療の部分で、道路からすぐ入ってくるというところもありまして、その辺から、そういった対応もまたちょっと非常に難しいという話で回答をいただいているところでございます。

副委員長 そうしますと、市としても、取りあえず売るに当たっては、単純に取って、これだけの経費かかるからお願いします、市でこれだけやりますということではなくて、しっかりと交渉の過程では、こういったことはどうかと、少しでも安くなる方向で交渉していただいて、その結果として、最後の選択肢でこれにならざるを得なかったという認識で大丈夫ですかね。

財政課長 副委員長おっしゃるとおりでございます。市としてもある程度、当然できるだけ抑えたいという、非常に、笹島委員がおっしゃるように1億7,000万円という金額は、この財政難の那珂市において決して安い金額ではありませんし、できるだけ抑えたいとい

う部分であるのは、執行部側としても同じでございます。そういう交渉過程はやりましたけれども、やむを得ない金額であって、先ほど部長がおっしゃったように、できるだけ、予算ベースでは難しいかと思えますけれども、決算ベースで契約時までには抑えるような形では取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長　そしてもう一つは、では、これを売らないという選択肢も当然あったと思いますが、その部分についてもしっかりと検証された上で、駅前のにぎわいであったりとか、先ほど言われた経済効果、固定資産税だけでも年間 2,000 万円は入って来るだろうという中で、そう考えていけば、あそこを遊ばせておくというか、あのまま市が所有する、もしくは公園は反対側に宮の池公園もありますんで、そういったことではなくて、青燈会が来ていただいても、ちょっと当初の見え方はあれですが、行政としては十分にそのほうが効果があると、最終的にはそのほうが市のためになるという判断だということによろしいですね。

総務部長　委員のおっしゃるとおりでございます。そのほうが市にとって大変効果があり、市民のためになるということで、いろんなことで、売らないでやろうとか、そういうことも全て考えました。始まる時も全部考えました。あと、前の意見でもありましたように、ちゃんとやったのかということですが、タイミング的には確かにこういう形になってしまいましたので、申し訳ないと本当に思っていますけれども、いろいろあの土地に引き合いがあったものですから、このタイミングを逃してはあそこを有効活用できないだろうということもありました。さらに、サーボの跡地がありましたので、ガラとかいろんな部分はちゃんとやった上で、同時進行した上でちゃんとやろうということで、募集のほうをかけたので、そういう意味で、様々なことを考えながらやってきたということで、結果的にこのような形になって本当に申し訳なかったと思えますけれども、よろしくお願ひしたいとしか言いようがないんですけれども、お願ひします。

副委員長　病院というのね、今求められているところですので、あそこに病院ができていただくというのは非常に、その部分でも見えない効果というのは私はあるとは思いますが。ただ、やはり、それともう一つは、何回も言いますが、市民の方がこれをどう見るかというのはすごく大事な観点だと思いますので、逆にお願ひしますと言われましたが、私のほうからもぜひですね、この部分は、プラスにはならないにしても、せめてやはり笹島委員言われるように同額の金額ぐらまでは、できる限りの努力は続けていただければなど。予算措置なんで、入札にかけるためには少し金額大きくなる部分は理解はしますが、それでも、そうなると予算取りの部分が先に走ってしまいますので、できる限りこの部分は金額を抑えていただくということを引き続き予算計上までには努力していただくことをちょっとお願ひします。

君嶋委員　今、部長、この場所で引き合いがあったって言いましたよね、たくさん引き合い。何件くらいあったんでしたっけ。

総務部長 3件です。

君嶋委員 3件。その中で、プロポーザルでこれ募集したときは小豆畑病院だけしかなかったんですよ、最初。ということは、その3件のうち2社は途中で撤退しちゃったわけ。

総務部長 最終的には、プロポーザルをやるときには、いろんな条件を踏まえて、社会情勢とかあったのかもしれませんが、応募がなかったということでございます。

君嶋委員 そうしたら、やはりそこの1社、小豆畑病院は、手を挙げた、プロポーザルで来たというのは分かるんですけども、やはり急ぎ足というか、少しちょっと慌てすぎちゃったんじゃないかなというのも感じちゃうんです、そうすると。やはり3社出て、最終的に2社がやめます、それで1社だけになりました。ここだけですというよりも、もっと少し期間を置いてもよかったんじゃないかなと、それならばと思うようになっちゃうんですよ。そこをきちんと調査していたのか、検討したのかというのをちょっとお聞きします。

総務部長 そのあたりも考えて調査してちゃんとやりました。

君嶋委員 それならば、やはりあとはこのネックになる処分のことが大分金額が大きくなるんで、そこをきちんと本当に抑えられるだけ努力してくれることを要望しますね。

総務部長 その点は十分考慮というか、いろいろやりながらやっていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 ちょっと私から1件だけね。

これ図面で言っているこの5か所、確認ですけども、この部分だけの土砂を捨てるということですよ。ほかはないんですよ、これ全体的にやるわけじゃないからね。これで総量として何立米ぐらいになるわけ。

財政課長 1,000立米を見込んでいます。

委員長 1,000立米ね。1,000立米でこれだけというのはかなりの金額だよ。結局は運搬料だろうな。

財政課長 それともう一点は、県道沿いでありますので、通常のただ単に掘るわけではなくて、矢板を打ち込んだ上で、県道が崩れないような措置を取った工法を取らなきゃいけないと。深い場所にあるので、最悪の場合、その矢板が抜けない場合があるということも聞いておりますので、通常はリースで矢板のほうは対応するかと思うんですけども、抜けなかった場合には市の買取りになってしまうので、その部分もあって、どうしても当初の部分ではかかってしまうので、そこがスムーズに抜ければ、そういった経費の部分も抑えられるとは考えているところではございます。

委員長 分かりました。

ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

では、再開を11時35分といたします。

休憩(午前11時24分)

再開(午前11時35分)

委員長 再開いたします。

総務課が出席しました。

常任委員会協議・報告案件であります令和3年度に向けた那珂市行政組織機構の見直しについてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の飛田でございます。ほか職員が2名出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の6ページをお開き願います。

令和3年度に向けた行政組織機構の見直しについてご説明をさせていただきます。

まず、今回の組織見直しにつきましての基本的な考え方としましては、政策を迅速に、そして効率的に推進できるような体制づくりをすることを念頭に見直しをさせていただきました。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

令和3年度からの行政組織機構の見直しの基本方針といたしましては、那珂ビジョンの重点施策を確実に推進するため、次の3項目を柱といたします。

1つ目は、将来のまちづくりを強力に推進するための組織体制の整備です。2つ目は、緊急性、重要性の高い分野への重点的な職員の配置です。3つ目としましては、将来を見据えた効率的な行政運営のための組織体制の整備です。

以上3点を基本方針といたします。

続きまして、来年度より実施します事項についてご説明をいたします。

1としまして、管財課の設置です。市全体の営繕業務を集約し、老朽化の進む公共施設を計画的にマネジメントをしていくため、財政課の管財業務、建築課の営繕業務及び市営住宅業務、政策企画課の統計を除く情報政策業務を所管する管財課を総務部内に新設いたします。

2番といたしまして、建築課の廃止です。営繕業務及び市営住宅業務を管財課へ、開発指導業務を都市計画課へ移管することにより、建築課を廃止いたします。

3番といたしまして、都市計画課の業務の見直しです。建築課の廃止に伴い、開発指導業務を所管する開発指導室を都市計画課内に設置いたします。また、都市計画グループ

に政策企画課の公共交通業務、建築課の空き家対策業務を移管します。また、建設部の幹事課を都市計画課へと変更いたします。こちらにつきましては、検討している中でも、都市計画課の業務が大きくなりすぎているというご意見もございましたけれども、効率的に業務を遂行するためには、この体制で実施すべきだという判断をいたしました。

4番としまして、財政課の企画部への移管です。政策立案、調整機能と財政機能の連携により、市の重点事業を強力に推進するため、財政課を総務部から企画部へ移管し、企画部門の強化を図ります。こちらにつきましては、企画と財政を同じ部署の下に置いて、市の施策を迅速に押し進めていきたいという考えでございます。

次のページをお開き願います。

(5)番、消費生活センターの所管替えでございます。市民生活部環境課所管の消費生活センターにつきまして、企画部秘書広聴課市民相談室に所管替えを行い、相談業務の一元化を図ります。こちらにつきましては、相談業務の一本化とともにおくやみデスクの窓口を新設いたします。現在、死亡届を出される方の対応につきましては、1階の窓口でワンストップの対応をしているところでございますけれども、現在の手続に加え、固定資産、そして市民税の口座振替及び水道使用者の登録関係などの手続なども新たに加え、1か所で、そして1回で全ての手続が終了するような体制にしたいと考えております。

(6)番、少子化対策を所管するグループの新設でございます。少子化対策を所管するグループを新設し、少子化に対応する施策の企画立案機能を強化いたします。こちらにつきましては、1課1グループを見直すとともに、少子化対策を推進するため政策企画課のライフデザイン、市民協働課の婚活をはじめとします少子化対策を所管するグループを新設いたします。

7番としまして、土木課維持グループ、管理グループの統合でございます。都市計画道路整備事業へ職員を集中配置するために、土木課内の維持グループと管理グループを統合いたします。

続きまして、2番でございます。今後も引き続き実施を検討する事項につきましては、下記の8項目で今後も検討をまいります。

続きまして、次のページ、8ページをお開き願います。

組織の新旧対照表となります。

先ほど説明したものを見やすく表にしたものでございます。

左の青い部分が今年度の組織、右のオレンジ色で表している部分が来年度からの新組織となります。

まず、上からになりますけれども、政策企画課の情報政策グループのIT業務が管財課へ移管となりまして、情報システムグループと、グループ名を変更いたします。

統計業務につきましては政策企画課に残し、政策企画グループで業務を行います。

続きまして、財政課の財政グループと契約・管財グループの一部が企画部の財政課へ移管となり、契約・検査グループと名前を変更いたします。残りの契約・管財グループの管財の部分に関しましては、新設をいたします管財課へ移管となり、建築課から移管をします住宅・営繕グループと統合し、住宅・公共施設グループとします。

環境課の消費生活センターにつきましては、秘書広聴課の市民相談室へ移管とします。表におきましては市民相談室と並列という形になっておりますけれども、実際には市民相談室の中に入るという形になりますので、今後、センター長のほうについては配置はいたしません。

続いて、こども課でございますけれども、子育て支援グループと保育グループの2グループ制にいたします。土木課につきましては、既存の維持グループと管理グループを統合して、維持・管理グループという形にいたします。

建築課の開発グループは都市計画課へ移管し、開発指導室といたしまして、その中に開発指導グループを配置いたします。

続きまして、10 ページをお開き願います。

庁舎内の新しいレイアウトになります。

5階の財政課は企画部に、3階の建築課がある場所につきましては新設の管財課を、都市計画課内には開発指導室を、1階の市民相談室内には消費生活センターをそれぞれ配置するものといたします。

説明は以上になります。

なお、関連いたします条例につきましては、次回定例会に上程をする予定でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

笹島委員 これワンストップ化を目指すんだよね。

総務課長 そうでございます。

笹島委員 そうすると、これ1階はそういう窓口なんだけれども、税務課とか収納課とか市民課が分かれちゃっているんだけれども、収納云々関係のほうは1か所にしたほうがいいんじゃないですか、これ。

総務課長 今回新たにワンストップにしようとする課がおくやみデスクという窓口を設置する予定でございますが、こちらはあくまで市民課に死亡届を出しに来た方を対象にしております。それで、今までは保険課と市民課の窓口の辺りでワンストップで各課で集まって入れ替わり立ち替わりお客さんのほうへ説明をいたしておりましたが、これらにつきましては、市民相談室のところに新たに窓口を設置しようと考えております。市民課のほうにおくやみの死亡届を出しに来られたお客様から情報を聞いて、こういった手続が必要かという書類を市民課のほうでお渡ししますので、そこで打合せをして次回予定

日を決めまして、それまでに書類をそろえていただいて、その日に新たにきていただいて、1回で全て、税務関係、そういったものの手続も全て1回でできれば終わりにしたいと、そういう組織にしたいと考えております。

笹島委員 めったに死亡届出ないと思うんだけど、毎日あるものじゃないと思うんですけども、今、私が言いたいのは、ワンストップだったら、一番窓口でワンストップでにぎわうのは市民課と税務課でしょう、やはり。そこを何で1か所にしないのかって私言っている。それで、社会福祉課云々というのは、今の税務課、収納課のほうにしちゃったほうが、これが本当のワンストップじゃないの。あっち行ったこっち行ったじゃなく。私それを言いたいので、だから。

総務課長 ただいまご説明したように今回、あくまで死亡届に関する手続に限りでございますので、通常の業務の手続は一切入っておりません。

笹島委員 死亡届なんかどうだっていいんですよ。私はワンストップのことを言っているのだから。さっき言ったでしょう、ワンストップ。

総務課長 今までのワンストップというのも、やはり死亡届を出しに来た方のその後の相続の手続等、あるいは国民健康保険とか、そういったものの手続のワンストップを今までもやっていたものでございます。

笹島委員 あっ、それを言っていたの。死亡届のワンストップ。

総務課長 そうです。すみません、説明不足で、死亡届のワンストップ……

笹島委員 何だ、これ全体のワンストップかなって、何だ。じゃこれからそういう、死亡届はめったにないわけだから、毎日あるわけじゃないでしょうよ。

総務課長 いや、すみません。死亡届は結構毎日件数がある程度あるという話を聞いています。

笹島委員 あっそう。ちょっと待って。那珂市としては何がその大事な窓口なの。それを私ちょっと今聞きたいんですけども、ちょっとずれているかもしれないけれども。

総務課長 笹島委員がおっしゃるのは多分、最終的に市の庁舎を新たに増築してスペースを確保しない限りはなかなか同じ1回の手続関係ですと、1列に並べて1回で1か所でできるという方法を取るのには実際、今の庁舎の建物では難しいと考えています。税務課、収納課は入り口を入れて右側、市民課関係、あるいは保健福祉部関係は入って左側という形で、その全ての通常業務を1回で1か所で収めるといえるのは、この建物ではちょっと難しいと思いますので、将来、もし財政的に余裕ができて市庁舎を増築した場合には、そのような方法を考えていきたいというふうに考えています。

笹島委員 私が言いたいのは、収納とか発行とか相談とかというのは、今の市民課、介護長寿課と社会福祉課は今の税務課、収納課に移ってもらって、保険課もね。税務課、収納課が市民課と収納課とかっていう、そういう窓口のワンストップとして一本化したほうがいいんじゃないかということを行っているんですよ。どうなの、それは。

総務課長 それはよく分かりますけれども、なかなか実際、それは組織上、あと建物上、スペ

ース上、なかなか難しいことであって、なかなかそれを達成することは正直難しいと思っております。

笹島委員 だって、市役所として大事なものは収納でしょう、あれは。

総務課長 財源を確保するためには当然収納も大切と思っておりますけれども、やはり委員がおっしゃっているのは、収納に来た方がほかの手続も一緒に同じ場所であればいいという話でよろしいですかね。

笹島委員 今のコンビニ商法でやるという、今のワンストップというんで、私も議員として前の頃はいろいろ浜松市とか、ワンストップの先駆者のところをいろいろ見に行ったんですよ。そうしたら、全部、その収納課、大事なものが全面的に、今言っていた市民として一番頻繁に使う窓口がもう全面的に行って、それに関連する、要はできるだけ歩かせないというふうにして、手間をかけさせない。もちろん収納とか、市民の、今言っただいんな住民票とかの発行も、これも大事ですよ、いろんなそういう面でね。それを一番中心に持って行って、そんなに頻繁にそうじゃないものというのは脇に置いていくような形を何か取っていましたよ、だから、どこの市町村でもワンストップというのは。メインはどこかというふうにしておいてという。私、変な話しして申し訳ないけれども。

総務課長 確かに委員のおっしゃるとおり、そのワンストップができれば、本当に理想的だとは思いますが。ただ、やはりお客さんは突然役所に来て手続をする場合、前もってどういったことをやるというのが市役所のほうでも分かっているわけではないので、例えば収納課に来て納税をした。ただ、ほかにも手続が、例えば保険のほうの手続があったという場合に、突然振られても、やはり書類をそろえてそのところに行って話をするまでにはちょっと手間がかかるということです。そういう手続をするためのワンストップを取るためには、前もっていついつ役所にこういうことで行くからというご連絡をいただかないと、なかなかその方法を取るのには難しいと考えます。

笹島委員 ちょっと言っていることが全然分からないんだけど、要するに二通り分けなきゃいけないんですよ。市民の利便性のセクション、それから行政サービスをするセクション、もうはっきりそれを分けていかなきゃ。それを分ければ市民にとって一番いい方法になるということを言いたいんです。意味分かりますか、それ。そういうことをまとめてやれば、できるだけ市民に歩かせない。市民にとって隣の窓口、どこのカウンター、どこのシステムでもそういうふうにしていって、人も効率よく使えるような形になるわけですよ、それは。そういう形をやられたらよろしいんじゃないかという、ちょっと先ほどの何か亡くなられた方、死亡届云々とちょっとずれているかもしれないですけども。大きな話をしているので。私はそれを、まいっか。

総務課長補佐 今でも例えば転入された方、市民課に来た方が例えば保険の手続とかあれば、そちらに職員が出向いて、極力市民の方を歩かせないよという対応というのは現在でもやっています。ただ、委員がおっしゃられるとおり、ほかのいろんな関連する業務

をワンストップでできるかどうかというのは、今後も検討すべき項目だとは思っております。

副委員長 おくやみデスクは1か所であるということになると、それは、その専門の職員がいて、今まではたしか市民課の脇のほうで保険の関係だったら保険課の職員が来てということになっていましたけれども、それが消費生活センターのほうに窓口が移るというだけなのか、それとも、消費生活センターの市民相談室のところで、その職員が全て対応できるようにするという事柄なんですか。

総務課長 窓口担当はあくまで受付、それと各課への割り振りを担当していただきます。そこで翌日、翌日とは限らないですけれども、改めて日程を設定して、こういった書類を持ってきてくれという手続までをおくやみデスクの担当が行います。それに基づいて各課にこういった方がこういった書類をそろえてくるのでということで連絡をしていただいて、各担当が指定された日におくやみデスクの窓口が集まって説明をする、手続をするという形になります。

副委員長 そうしますと、あくまでも死亡届なり何なり来たときに、最初にそこに行っていたら、死亡届の受付と同時に、ほかにこういった手続が必要なんで、こういう書類が必要ですよという説明をして、それを後日、市民は各課を回って手続をしていくという認識でいいんですか。

総務課長 市民は窓口デスク1か所で座ったきりになります。

副委員長 初日はそうなんでしょうけれども、後日それぞれの手続に来たときも、そのデスクで、職員が約束の時間に来るということですか。

総務課長 そのとおりでございます。

副委員長 分かりました。

組織変更については、もちろん市長が政策を推進するために組織変更をするというのは、僕は全然問題がないと思いますんで、組織変更自体はあれなんですけど、ここで見ると7番で都市計画道路整備事業に職員を集中配置するという事は、ここが緊急性、重要性の高い分野だというふうに考えていらっしゃるということだと思いますけれども、これ具体的に来年から何がどう変わるんですかね。事業がどうなるんですか。

総務課長 来年度からも新たに都市計画道路、現在進めているものも数件ありますので、そちらに力を入れていきたいということで、土木部門のほうから技術者を都市計画課のほうに張りつけて、都市計画道路の推進を進めていきたいという方針でございます。

副委員長 そうしますと、既存の状態と特別変わりはないけれども、都市計画道路、今まで職員がここは足らなかったという認識なんですか。それとも、繰り返しになっちゃいますけれども、来年度以降、都市計画道路の本数が増えるので、ここに集中配置するという事柄、どちらですか。

総務課長 本数が新たに増えるという形ではなくて、今まで以上に強力で推進をしていきたい

ために人員をそちらに新たに配置をしたい。今までも当然進めている、でも、やはりもう少し職員が欲しいという考えの下に、そちらに力を入れていくために土木関係のグループを2つを1つにまとめて、そこから職員を1名程度ですけれども、都市計画課のほうへ新たに回して、そちらを強力に新たに推進をしていきたいと。路線が新たに増えるわけではないです。

副委員長 路線は増えないと思います。例えば、バードラインも都市計画道路ですよ。当然、今出ているのは道の駅、道の駅とは言わないでしょうけれども、那珂インターチェンジ周辺の開発で4車線化ということを行っていますよね。そういうのを見据えて重点配置をしていくということではないんですね。あくまでも現状、人が足りないという認識の下でということなんですね。これ職員を集中配置するというからには、僕はここの都市計画道路で、例えばバードラインの4車線化であったりとか、菅谷でいえば都市計画道路ですから、四中コミセンの前の道路も拡幅しますよね。そういった事業が積み重なって行って、今後の事業量が増えていくという認識だと僕は思っていたんですけども、そこはどうなのでしょう。

総務課長 ちょっと私の言葉足らずだったと思いますけれども、委員のおっしゃるとおりです。当然、バードラインの4車線化も将来を見据えてのことです。それと、例えばちょっとお話があったように上菅谷下菅谷線、あるいは菅谷市毛線、そういったものもこれから本格的に始動していく、始まってはいますけれども、その辺も全て将来を見越してということで、委員のおっしゃるとおりに、将来を見越して増員をしていくという形でございます。

副委員長 分かりました。

集中配置するということですが、その分やりくりは、定員は変わらないわけですから、どこかから持ってくるということになると思いますので、その辺はしっかりと、職員の配置を考えていただきながらということになります。土木課に維持管理グループ統合ということになって、単純にここが減るのか、その辺は分かりませんが、しっかりと調整はしていただければ。業務量に合わせてというところをしっかりとやっていただければと思います。

それからもう一点、これは財政課の企画部ということなんですが、企画というのはやはり自治体の現状とか将来性を見据えて、どういう方向に持っていくかという視点から政策を考えられていると思うんですね。よく言われるのは車のアクセルですよ。財政課はそうではなくて、一つ一つの事業を精査して行って、予算を抑えていくということでブレーキとよく言いますが、アクセルとブレーキと考えると、これが同じところに行くというのは、私はどうなのかなと思うんですが、その辺りはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

総務課長 今回、財政課を企画部内に移管する目的としましては、現在、政策立案、調整をす

る企画部門、そして予算をつかさどる財政部門、こういったところが実際独立をしているということもありまして、政策決定までちょっと時間を要しているという課題がございます。まずこちらを解消したいと。

もう一点としましては、財政状況が今後も好転する見込みがあまりないというふうに考えられますので、政策立案の立場からも、厳しい財源というものをちょっと意識してもらいたいという考えがございますので、同じ部長の下におきまして、迅速に、そして効率的に政策課題を進めていきたいというのがございます。

この体制によりまして、企画部長のところに権限が集中してしまっていて、アクセル、ブレーキが委員のおっしゃるようにもしかしたらうまく調整が図れないのではないかという心配もあろうとは思いますけれども、もともと市の重要案件を決定するのは部長一人ではなくて、政策幹部会議、あるいは庁議等で重要案件は決定していくものでございますので、今までと変わらなく調整ができるものだというふうに考えております。

副委員長 やはりよく分からないですね。今の説明であれば、むしろ別々だっていいじゃないですかということにもなりませんかね。僕が危惧するのは、企画部門に対して、やはり査定が甘くなるだろうと思うんです。僕は、今言われていた現状というのは、市の真っ当な姿だと思うんです。全部が全部、この政策はやりたいから、政策企画課がアクセルを踏んだものは追随して財政課がオーケーするよという話ではないと思うんですよ。そうしたら、だって、ヒアリングと査定、両方要らなくなっちゃうじゃないですか、変な話。

だから、僕は、これはあくまでも違う部署にあってこそだと思うんですけれども、どうでしょうか。

総務課長 正直な言い方をさせていただくと、現在、実施計画のヒアリングは企画部門、予算は財政ということで、実施計画の時点で予算がある程度の枠、このくらいだというのは分かっているけど、やはりある程度新規事業、これ大切だという話もされれば、実施計画のほうで見込んである程度の金額を了承してしまう。今度は予算のほうで削ればいだろうという話になって、今度は予算のほうで、また財政課が苦勞して、この事業、この事業って、細かい金額まで見ていって予算を削っていく。それはあくまで独立して別々にやっているからだと思います。それで、例えば実施計画だったら5次ヒアリング、予算にしても4次、5次ヒアリングという、かなり手間がかかっています。これを一つの部に置くことによって、本当に予算はこれだけしかないんだから、実施計画の時点でもう少し削っていてもいいんじゃないか、見直しをしてもいいんじゃないかというのを政策立案の企画部門に関しても、その辺はかなり意識していただきたい。そうすればもう少し手間も省けてヒアリングの回数も減りますし、政策を進める上に迅速に決定ができるんじゃないかという考えで、同じ部内に置いて判断をしてもらいたいという考えの下です。

副委員長 すみません、僕はそこは行政の当然の手間だと思いますよ。それがあってしかるべきなんじゃないんですか。そのために企画と財政じゃないですか。それこそ、そうしたら企画財政になっちゃいますよね。

総務課長 今、委員がおっしゃったように、もともとできることならば、企画財政課をつくりたいというふうに正直思っておりました。ただ、やはり企画財政課というかなりのボリュームになってしまって、課長の負担がかなり大きくなってしまうという予想がされますので、今回は一本化はしないで、あくまで部の中に併せて入れるという形で考えておりますので、そこら辺はご了承を願いたいと思います。

副委員長 ご了承と言われてもあれなんですけれども、企画財政課には少なくともするべきじゃないと僕は思いますし、同じところにも置くべきじゃないと思います。やはり企画は企画の観点から、こういうことをやりたいと、これは市のために方向性としてやらなきゃいけないというところをやっていく。そして、財政は財政の観点から、それをブレーキを踏むことがあっても、それが真つ当なことじゃないですかね。それを両方置いて通しやすくしようというのであれば、アクセルばかりになっちゃうじゃないですか。そこは危惧しなくていいんですかね。

総務課長 先ほどもちょっとご説明したと思うんですけれども、あくまで方針を決定するのは政策企画課だけ、あるいは予算のほうを持っている財政課だけという形ではなくて、最終的に政策幹部会議や庁議、部長会議、そういったものがあるので、そちらで当然、最終的な判断はしていくことをございますので、途中でどうのこうのというのはないと思いますので、私はこれで大丈夫だと思っております。

副委員長 最後に。

だから、今の議論でいくと、じゃ庁議でやるのであれば、何も一緒にしなくていいんじゃないですかということだと思んですけれども、その部分は、これ決定なのかどうかあれですが、よくもう一度再考されたほうが私はいんじゃないかなというふうに思います。必ずしも一緒にないから政策が進まないという話じゃないと思うんですよ。そこに原因があるわけじゃないと思うんです。そう思っていて一緒にしようとするのであれば、それは僕はそもそもの問題意識が違うんじゃないかというふうに思いますので、これはお願いとして、もう一度考えていただければと思います。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

再開を1時といたします。

休憩(午後0時06分)

再開（午後1時01分）

委員長 それでは、再開いたします。

収納課が出席いたしました。

常任委員会協議・報告案件であります市税等納付に係るスマートフォン収納の導入についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

収納課長 収納課課長の小林です。ほか2名が出席をしております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、常任委員会資料の14ページをご覧ください。

市税等納付に係るスマートフォン収納の導入についてご説明をいたします。

概要として、納付者がスマートフォンアプリを利用し、納付書に印刷されたバーコードを読み込むことでコンビニ等に出かけることなく、市税等の支払いができるサービスとなっております。

導入の目的としては、納付方法の拡充による利便性や収納率の向上、新型コロナウイルス感染症対策として非対面式の納付方法の導入となっております。

対応するアプリについては、P a y P a y、L I N E P a y、P a y Bとなっており、対象となる税目等は4番のとおりとなっております。

開始時期ですが、水道料金につきましては、システム移行の時期に合わせ令和3年2月1日、それ以外の税金等については令和3年4月1日となっております。

手数料について、納付者負担は無料となりますが、市は現行のコンビニ手数料と同額の1件当たり税抜き57円が負担となります。

留意する点は、収納処理をアプリ上で行うため、領収証書は発行されないこと、車検用納税証明書については税務課で申請が必要となります。

また、納税者に対し広く周知するため、市広報紙やホームページに掲載、当初納付書にチラシを同封してまいります。

その他につきましてはご覧のとおりとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見ございませんか。

副委員長 すみません、これちょっと確認なんですけど、バーコードを読み取って、P a y P a yとかL I N E P a y、P a y Bと言うんですかね、これ。分からないですけども。これから払えるということだと思んですけども、2枚目の資料を見ると、銀行口座からの現金払いとも書いてあるんですけども、これは、読み取れば銀行口座の現金払いもできるということなんですかね。

収納G長 お答えいたします。

アプリの種類によってですけれども、アプリで支払った後、そのアプリの決済をどのように行うかということで、人によってはクレジットカードを登録しておいたりとか、もしくは銀行口座を登録しておいたりとか、間接的に銀行口座から払うような形になるというところがございます。

副委員長 そうすると、あくまでも電子マネーで支払いなんですよ。ただ、その電子マネーの決済としては、銀行口座から入ったりとか、キャッシュカードから、クレジットカードから引き落とされたりというのはあるけれども、基本的には、那珂市の場合には銀行口座から直接読み取って、銀行口座から引き落としができるようになるということではなくて、あくまでもこの電子マネーでの支払いだということではないんですよ。

収納G長 そうですね。那珂市のほうに来るのはCNS、地銀ネットワークサービスのほうから現金が市役所のほうに入ってまいります。その現金、入ってくるんですけども、その地銀ネットワークとアプリの間では電子マネーとかも通っているかとは思いますが。市役所自体はそこは意識しないで現金が入ってきたのを消し込むという形になってまいります。

副委員長 僕が聞いているのは、市民の方がバーコードを読み取って、そこから銀行口座から支払うのではなくて、あくまでも市民の方は電子マネーとして支払うことしかできないということではないんですよということです。

収納課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時06分）

再開（午後1時08分）

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

常任委員会協議・報告案件であります広報紙のリニューアルについてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課の会沢でございます。ほか4名の職員が出席しています。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

常任委員会資料の1ページをお開き願います。

広報紙のリニューアルについてご説明いたします。

市では、情報発信の一つとしまして広報なか、広報なかおしらせ版を発行してまいりま

したが、より身近に親しみやすく、手に取ってもらえる広報紙を目指しまして、令和3年4月から2つの広報紙を合わせた新生広報なかとして、フルカラーで月2回発行するリニューアルに取り組んでまいりたく、その内容等をご説明するものでございます。

まず、1のリニューアルの内容でございます。

(1)のリニューアルの前でございますが、これまでの広報なかは月1回、毎月11日に発行してまいりました。表紙や裏表紙はフルカラーで、本文の配色は2色刷りとなっております。また、任意の特集ページなどでフルカラーを適宜導入してきました。また、広報なかおしらせ版は月2回、毎月11日と25日発行で配色は1色刷りです。これら2種類の広報紙を発行してまいりました。

(2)のリニューアル後でございます。

リニューアル後につきましては、広報紙としまして、広報なか1種類としまして、月2回、11日号と25日号の発行としたいと考えているところでございます。見やすく手に取ってもらえるよう、全ページフルカラーで広報なかにおしらせ版の部分をコーナーとして掲載していきたいというふうに考えてございます。

簡単にイメージしていただきますと、広報なかを1回発行していたものを半分にしまして、その後ろの部分に広報なかのおしらせ版をつけるというようなイメージでございます。

全ページフルカラーの導入に当たりましては、ページ数を固定することによりコストの削減を図ってまいります。さらには、スマートフォンの所有世帯が8割を超えたとの報道もあることから、QRコードを用いてホームページとの連携を図るとともに、ホームページのほか、引き続き電子書籍やスマートフォンアプリ等で配信をしてまいりたいというふうに考えてございます。

2番の今後の予定でございます。

1月に入札を行い、4月からリニューアルした広報紙の発行を目指してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問ございませんか。

副委員長 すみません、ちょっとイメージが湧かないんですが、例えば2つが一緒になるというのは分かるんですけども、今まで必ず、月1回的时候には特集があって、いくつか市からの情報が発信されていて、図書館の情報があってとか、後ろにさわやかさんがいたりとかというのがあると思うんですけども、具体的にはその辺がどうなるんですかね。

秘書広聴課長 今そちらのほうも検討しているところではございますが、例えば定期的なものについては、どちらか一方のほうに載せていく。月1回の情報提供でいいものについては、どちらか片方に載せていきますし、特集記事みたいなものについては両方に載せる

ことも可能と。そのほかプラスおしらせ版のほうを掲載していくというようなイメージでございます。

副委員長 そうしますと、ページ数の固定化ということなんですけれども、おしらせ版ってかなりその回によって情報量が違うと思うんですが、固定化というのは何ページくらいを考えていて、そういう調整というのはどういうふうにやっていこうと思っているんですかね。

秘書広聴課長 ページの固定化につきましては、現在 16 ページというものを想定してございます。なぜ 16 ページかと申しますと、今の印刷機の工程としまして、8 ページの裏表で 16 ページ、そちらのほうで 1 工程というふうに業者のほうから聞いているところでございます。そちらのほうで 16 ページで固定するのが一番コストの削減につながっていくというような形でございます。

ページのほうの調整につきましては、今までも広報なかおしらせ版の発行においてもページの調整というのは必要でございました。こちらのほう 16 ページという形で月 2 回発行するということは、逆に今度は 1 回ごとにページ調整をしていたものを今度は 2 つ、2 回の部分で調整が可能になるということもありますので、こちらのほうは記事のページ割りのほうは、今現在よりはやりやすくなるというふうには考えてございます。

副委員長 そうしますと、2 回にすることで、今までよりもさらに情報が出せるようになるということでもよろしいんですね。よりきめ細やかに月 1 回だったものを 2 回発行して、より旬な情報をより多く市民に届けられるということでもよろしいんですかね。

秘書広聴課長 今、委員おっしゃるとおりでございまして、例えば今まで月 1 回の広報なかの発行ですと、8 月末にひまわりフェスティバルを開催したような場合、そうすると 9 月号にはちょっと締切りの関係で載せることができませんでした。実際、ひまわりフェスティバルの特集記事として出す場合には 10 月号になっていたところなんですけど、これが月 2 回発行になりますと、最初の 11 日号の掲載には間に合わないかもしれませんが、同月中の 25 日号には掲載することが可能となってございます。そちらのほうで即時性、即効性が上がるのかというふうに考えてございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

次に、申請書等の性別記載欄の見直し及びいばらきパートナーシップ宣誓制度の適用についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 それでは、常任委員会資料の 2 ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、申請書等の性別記載欄の見直し及びいばらきパートナーシップ宣誓制度の

適用についてご説明いたします。

こちらにつきましては、昨年、茨城県から性的マイノリティーへの不当な差別取扱いの解消についてという依頼がありました。さらには昨年、第4回定例会の一般質問におきまして、性的マイノリティーを理解し、偏見や差別のない社会を目指すべきとの提言があり、市としましても前向きに検討してまいりますと答弁いたしましたところでございます。

それらを受け、本市においても申請書等の性別記載欄の見直し及びいばらきパートナーシップ宣誓制度の適用について、以下のとおり方針を決定したため、報告するものでございます。

まず1番の申請書等の性別記載欄の見直しについてでございますが、こちらはもう1枚めくっていただきますと、申請書等の性別記載欄の見直し指針というものがございます。こちらのほうをご覧いただきながら説明させていただきたいと思っております。

まず1番の申請書等の性別記載欄の見直しについてでございますが、性別記載欄につきましては、様式の変更による要綱等の改正を必要としないものにつきましては、欄を削除していきたいというふうに考えているところでございます。

また、2番のシステム改修や要綱等の変更が必要なものについては、改修、改正のタイミングにより、適宜対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、3番の国・県等で様式が定められているもの、法律や医療上、性別記載欄がどうしても必要なものについては、そのほかの記載方法も含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

2ページに戻っていただきまして、2番のいばらきパートナーシップ宣誓制度の適用についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、各課のほうに可能かどうか調査をかけたところ、介護保険関連の申請におきましては、パートナーが申請可能とし、市営住宅においても入居申込みを可能とすることができるというようなことで、そのように対応していきたいというふうに考えているところでございます。

3番の今後の予定でございますが、令和3年1月から2月にかけては、市職員を対象とした研修を実施し、4月から適用を開始したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

ご意見、ご質問ございませんか。

副委員長 2番の宣誓制度の適用については具体的に介護保険関係と市営住宅と分かるんですが、1番、申請書の性別記載欄の見直し、これは実際にはどんな申請のやつがどういふふうになる、どれぐらいが変わって、逆に言うと、変わらないほうが少ないんですかね。例えば変えられないものはどんなものなのか、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

市民相談G長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

市民相談室のほうで各課が所管している申請書等につきまして、性別記載欄があるもの、ないもの、あと、性別記載欄があるもので性別記載欄を削除することができるかどうか、あと、できないとしたらどういう理由なのかという形でちょっと調査をさせていただきまして、取りあえず上がってきたものについてなんですけど、全部で 280 種類上がってきておまして、そのうち「削除できる」という回答があったものが 129 件、「削除が難しい」というのが 151 件という形での結果が上がってきております。

削除できないものにつきましては、多いのが福祉関係です。福祉関係のもので、国とか県とかで様式が決まっているものについては、国とかで変更されないちょっと難しいという部分で、市の判断で消せるものについては、消していくという形でのお話をさせていただいているところです。

ご説明については以上です。

副委員長 そうすると、県・国で様式が決まっているものは難しいけれども、市の判断でできるものでは、ほぼほぼ削除することになった。これ考え方によっては、判こと一緒に、ある意味、このパートナーシップどころではなくて、業務内容として見直す場合にも、性別がなくてもそもそも問題がなかったということになるんですかね。それとイコールになるわけですかね、そこは。

秘書広聴課長 今まであったのが無駄かと言いますと、またちょっと別な話にはなるかとは思いますが、ただ、確かに以前は男、女という 2 つの選択で、やはり世間一般的には通用していたものが昨今は男、女以外にも性自認、性指向、そういったものについて、中間的というのもあるんですけど、そういった方も増えてきたので、こういったものを求めると、そういった方々にちょっと嫌な思いをさせてしまうというところもあるので、そちらのほうを削減するということが今回の県からの依頼というふうにご考えているところでございます。

委員長 これは 3 ページの 3 番、性別記載欄が必要なもので、男、女、自由記述、回答したくない、これの四択式にすることを検討、これに決まったわけではないということで、検討するということですか。

秘書広聴課長 こちらのほうについては、今後検討していきたいというふうにご考えているところでございます。

例えば国保とかで医療上どうしても男女の区別が必要だということに対しましては、カードとかそういったものの表面に男、女の性別欄を設けてはいますけれども、そこに記載しないで、裏面のほうに載せるというような、そういうふうな配慮もできるというふうにご聞いておりますので、そういったものも含めて今後検討していくということになるかと思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 24 分）

再開（午後 1 時 25 分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

常任委員会協議・報告案件であります那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか 2 名が出席しております。よろしくお願いたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の 4 ページをお開き願います。

那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会の設置についてでございます。

まず、記載はございませんけれども、9 月の議会の総務生活常任委員会におきまして、那珂インターチェンジ周辺に道の駅を整備していくという方針についてご報告をしたところですが、その中でいただきましたご意見としましては、道の駅ありきではなく、他の可能性も含めて検討が必要である、また、市民の意見や民間のアイデアなども聞く必要があるといったご意見をいただきました。

これを受けまして、今回、道の駅ありきではなくて、那珂インターチェンジ周辺の活用を検討するための委員会ということで設置をさせていただいたところでございます。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくりの実現に向け、諸課題を整理し、その方針について協議・検討するため、検討委員会を設置しましたので、報告いたします。

1 の検討委員会の協議及び検討する事項でございますが、（1）那珂インターチェンジ周辺を活用したまちづくりに関する方針、（2）那珂インターチェンジ周辺の開発方法に関する方針、（3）その他必要と認める事項でございます。

2 の検討委員会の委員でございますが、裏面の委員名簿をご覧ください。

まず、有識者としてしましては、茨城大学、筑波銀行、JTB をお願いしております。

次に、市内事業所としてしましては、JA 常陸、木内酒造をお願いしております。

次に、市民代表としてしましては、記載の市民団体や市民自治組織の方をお願いしております。

まして、全部で16名の委員構成というふうになっております。

それでは、表面にまたお戻り願います。

3のスケジュールでございますが、令和2年11月第1回検討委員会の開催でございますが、先月の19日に開催をしまして、これまでの経緯の説明や現状、課題の整理、アンケートの検討などを行いました。

次の12月、議会報告ですが、本日、経過報告をさせていただいております。

年明け1月には第2回の検討委員会を開催し、アンケート結果の報告やまちづくり方針(案)の検討などを行います。

さらに2月に第3回の検討委員会を開催し、委員の皆様にもまちづくり方針の取りまとめを行っていただきまして、3月の議会で検討結果の報告を行いたいと考えております。

次に、参考的那珂インターチェンジ周辺地域に関するアンケート調査でございます。

(1) 広報なか11月号でアンケートを実施しております。ご覧になられている方もいるとは思いますが、広報紙の中にはがきの形でアンケートがございまして、切り取って送付していただく形となっております。設問としましては、①那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりは必要か、②どのような施設がよいかという2問を聞いているものでございます。

次に、(2) ウェブアンケートでございます。こちらは12月中に実施する予定でございます。対象は首都圏在住者300人程度でございます。設問としましては、①那珂インターチェンジの利用状況、目的、②県北地域に来訪する場合の交通手段、③那珂インターチェンジ周辺地域にあるとよい施設などのほか、複数問聞く予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

笹島委員 これ、アンケートはいつまででしたっけ。

政策企画課長 広報なかについては12月31日までに出していただくということで締切りになっております。

笹島委員 そうすると、結果が出て我々にお知らせされるというんですか、市民にもお知らせするかどうかは知らないんですけども、いつ頃になるんですか、それは。

政策企画課長 結果につきましては、まず検討委員会のほうでご報告をさせてもらおうと思っておりますが、それ以外にも確におっしゃるとおり市民に対しても、取った結果についてはお知らせする必要もあると思いますので、ちょっとそこは、どういうふうな形でやるかは検討していきたいと思っております。

笹島委員 あと、我々常任委員会とか、議員たちにはいつお知らせしていただけるんですか、それは。

政策企画課長 そちらは一応3月の議会で報告をさせていただこうと思っております。

笹島委員 そうすると、検討委員会もやっている最中で、我々議員ももっと早く、来年1月あたりに何か少しお知らせするという形を取っていただきたいんですけども、そういうことは可能ですか。

政策企画課長 それは可能だと思いますので、例えば1月の検討会の結果も含めて、総務生活委員にはお知らせするという形を取らせていただければと思います。

笹島委員 ちょっと我々常任委員会も来年の1月27日ですか、笠間市と筑西市のほうに現地視察に行くんですけども、ですから、その前に委員長を通じてお知らせいただきたいと思うんですよね。

それは終わりました、もう一件、別件なんですけれども、那珂インターチェンジの検討委員会と別に、今度、この前の一般質問で富山議員が言っていました4車線化するという話も、これも検討するんですか。

政策企画課長 バードラインの4車線化は、そちらは、この中で検討する材料ではなくて、あくまで那珂インターチェンジ周辺に、例えばどういう施設があったらいいのかと、どういう機能があったらいいのかといったところを検討していただくということで考えております。

笹島委員 私らも分からないんですけども、ごめんなさい、富山議員の一般質問の話は聞いていますけれども、我々常任委員会でもバードラインの4車線化はなぜ必要なのかということがちょっと私らも聞いていないんですけども。別にあそこに大きな工場とかショッピングセンターとか、いろんな大きなものが集積されて、それで今まで一般的に2車線化していたところに交通量が増えてくるというわけで、あれは国道118号線从那珂インターチェンジまでの、那珂中央クリニックとか農協のほうからであって、逆のこちらの勝田側から陸橋を越えていっては、今4車線から2車線に変わっていますけれども、あそこは整備されないんですか。

企画部長 その今おっしゃった那珂インターチェンジから東側の4車線になっていない部分というのは、県にも要望しているところですが、そこは県で整備をしてほしいという要望をしております、その那珂インターチェンジから国道118号線の4車線化は市で頑張りますという形で説明をさせていただいているところです。

笹島委員 あれは県道で、市道じゃないですよ、バードラインってね。いや、ごめんなさい、何で市のほうでそんなことやるんですか、無駄なお金をあれして。私ちょっとそれ物すごい理解できないんですけども。県のほうでは東側のほうは整備しますとあって、今度は向こうの国道118号線に近いほう、東のほうは産業道路ですから、勝田のほうからトラックとか何か那珂インターチェンジに乗るためにあそこまでは4車線化するというのは理解できるんですけども、それから国道118号線というのは、全部みんな那珂インターチェンジに乗ってっちゃうわけですよ。そして、逆に今度は国道118号線から交通量が多いからというわけですか。東からのほうが多いような気がするんですけど

れども、西のほうから何で車が来るのかなと思っていて、ちょっと理解できないんですけれども、ご説明をお願いします。

企画部長 まず前提として、当該路線は市道でございます。前までは、要はあの那珂インターチェンジから国道 118 号線までも県道に移管していただいて、県で整備してほしいという要望をしておりましたが、今回はそういうことではなくて、要するに市としても那珂インターチェンジから国道 118 号線までは市として整備をしていくので、ほかの部分、国道 118 号線の 4 車線化のバードラインとの交点までの事業計画ですとか、先ほど申し上げた那珂インターチェンジよりも東側、これは県でお願いしたいというすみ分けをして要望しているということで、すみ分けをさせていただきました。

あとは、4 車線化の必要性云々という話がありますが、こちらは現在、当然、市として那珂インターチェンジ周辺に何がしかの機能を整備をして活性化を図っていききたいということでございますので、何がしかの機能を有した施設ができるということと、併せて県の植物園のリニューアルも考えていることを総体的に考えると、今まで以上に那珂インターチェンジを降りてバードラインを通過して国道 118 号線方面に向かう交通量というのは増えるということが想定されるので、これは那珂インターチェンジ周辺の開発と 4 車線化はセットで考えていくべきという判断に至っているということでございます。

笹島委員 そうすると、あれはごめんなさい。市のほうですね。那珂市の市道だったんですね、あのバードラインというのは。ですから、こちらは県道でと、県のほうで整備してほしいということで、こちらは市のほうでやりますからということで。要するに、そうすると全部、県ではやっていただけないんですか、今そういう 4 車線化する場合は、それは。

企画部長 これまでは県道に認定していただいて、県でやっていただけないかという要望をしておりました。これはもう 7 年要望しておりましたが、なかなか県自体も道路関係予算がたくさん潤沢にあるわけではないということも踏まえて、なかなか進捗が見られないという状況を踏まえて、今申し上げたとおり、那珂インターチェンジから国道 118 号線までは市として頑張っていきたいので、ほかの部分は県で何とかお願いしますという要望の仕方変わったということでございます。

笹島委員 結論からいうと、那珂市は道路整備に潤沢にあるから、那珂市でできると。県のほうは予算がないからできないということで、今言っていた東のほうだけよろしく願いますということですよ、お金がある那珂市ですから、頑張ると思うんですけども。

現実的に、例えばの話、イオンモールか何かのあそこに来るというんだったら、よく、今言ったイオンモール水戸内原ありますよね、あそこは 4 車線化してバイパス造りましたよね。それで、コバンザメ商法って知っていますか。要するにイオンモールができれば、そこにいろんな店舗がどんどん出てくるんですよ。要するにそれが活性化なんですよね。大体そういう、デベロッパーというんですか、デベロップメントという、そういう形でみんなそういうやり方するんですよ。ごめんなさいね。行政がやることじゃな

いんですね、こういう仕事というのは。申し訳ないけれども。民間に任せて、デベロッパーに任せて、そこでイオンモールか何かが、本当は誘致してほしいんですけども、あそこへね。そこでお客さんが高速道路乗って、今は福島県から来ないと思うんですけども、昔は福島県からイオンモール水戸内原までわざわざ買いに来ていたんですね。それだけのすごい集客力があるんですよ。今言っていた周りも活性化してくるには、それは何年か前の話で、今は経済状態が変わっていると思うんですけども、こういう手法を取っていくんですよ。

行政はそういうことを一切、要するに素人で、何もできないで分からないわけですから、変なことに手を出しちゃいけないんですよ。後々ツケがどんどん回ってくるから。できればそういうやり方の誘致の仕方というんですかイオンモールが今、向こう云々ってね、頓挫していますから、イオンモール、こちらには那珂インターチェンジ近いですからどうですかという話をしているかどうかは分かりませんが、いろんな話の組合せをやっていかないと、何もやらないからって、先ほど言っていましたね。県のほうが道路を整備しないから、東側しかしないから、それは当たり前の話ですね。先ほど言っていた産業道路ですから、勝田の工場のトラックの人たちが那珂インターチェンジに乗って行って、関東のほうに向かっていくわけで、それから国道 118 号線というのは使わないから、県のほうでは造らないと思うんですよ。やはり需要があるところに造っていくと思うんですよ。需要がないところはやりませんからね。

ですから、私、何で国道 118 号線とあの飯田地区のところ、那珂インターチェンジの 2 キロメートル、富山議員が言っていたけれども、40 億円もかけて何を血迷ったのかなと思って、今ちょっとびっくりしていたんですけども、もう交通量がね、交通量のあれも調査したかどうか分からないんですけども。やはり今言っていた、周りにそういうふうになんかの施設ができて、民間でですね。どうしても民間からの要望で 2 車線ではさばききれないんで、4 車線化お願いできますか。そうすると、分かりました、じゃ議会を通して市のほうで検討しますというのが一般的なんですけれども、何となく皆さんが主導型になっているんで、私ちょっとびっくりしているんですけども。何かお答えあれば。

企画部長 今回の案件はちょっとバードラインの 4 車線化の話というのをいろいろとこう説明をしているわけではなかったんですけども、ただ、那珂インターチェンジ周辺を開発するという部分に当たっては、どういった機能を持つてくるのかという話と、バードラインの 4 車線化というのもセットで、前回の議会もそういう形で説明をさせていただいたものですから、切っては切れないものだという事ではそのとおりだと思います。

基本的には当然、笹島委員がおっしゃったようにいろんな手法、今回この検討委員会の中でどういった機能があるべきなのかということと、どういった手法があるのかということを含めて、議会からご指摘をいただいたとおり、ゼロベースで見直しを始めさせてい

ただいておりますので、そうした部分については、そういった議論はこの中で出されるものかなというふうに考えております。

あと、それとセットでの4車線化の部分につきましては、当然、基本的にはこういった機能を持った何を周辺のところに持ってくるのかという物によっては、場合によっては4車線化まで必要がないということも結論としてはあるのかもしれませんが。ただ、現時点では何がしか、市民や市外から人を引っ張ってこれるような魅力あるもの、機能を持ってきたいと考えておりますし、先ほど申し上げましたが、数年後には植物園もリニューアルされて、那珂インターチェンジを降りてそこに向かっていくという車の利用台数も多くなるだろうということを想定をすると、4車線化は必然なのであろうという想定の下で那珂インターチェンジ周辺の開発ということに当たっては、そういう必要な機能の検討及びバードラインの4車線化というのをセットで考えさせていただきたいということでございます。

笹島委員 こうなろうとかあなろうと思うということで一つのものの、ごめんなさい、その事業にチャレンジするというのはやめてほしいんですよ。やはり価格的とかいろんなものの裏づけを取って行って、慎重に事が、1,000円、2,000円、2万円、3万円の話じゃないんで、何十億円ってかけてやるものですから。結局それは行く行くは市民にツケが回って、何十年ってみんな苦しむことになるわけですから、慎重にこしたことはないんですね。

それで、もしそれがもうオーケーだというんだったら、それはもう猛スピードでやらなきゃいけないというのが普通の事業家のやることなんで。その前のやはりそういう準備期間というのは、物すごくそれは大事なことなんです、リサーチとかっていうことが大事であって。それをやって行って、分析して行って、それがゴーサインを出して行って、それで次のことという。だから、今言っていた4車線化ありきじゃなく、交通量の調査もしていかなきゃ、予想の調査もしていかなきゃって、ありとあらゆる多方面から調査、調査して終わって行って、あらゆるものということで、この検討委員会の中で夢物語のような話をしちゃ駄目ですよ。データに基づいた話も役所のほうで持って行かなきゃいけないわけですから。やはり皆さん、そんなに専門家でもないですから、こうしたい、ああしたいと言って、別に私は夢を潰すということを行っているわけじゃないんだけど、現実的な話をできるのは役所の職員の方しかいないわけですから、そういう形も、的確にそういうことをしてあげなければ、皆さんこれデータ持って臨むわけで、プロが来ているわけじゃないですからね。デベロッパーのね。その専門家でしたら分かります。それ本当に気をつけてやってくださいね。

誰がこのくさび刺したり、誰がね、やはり今言っていた、要するにこれ本当に大事なことなんです。いろんな目でああしたい、こうしたいと言って、必ずこれもやりたい、あれもやりたいって夢がばあっと膨らみますから。現実、そこに誰かが導いて行って、

いや、こういうふうですよ、これがこうですよということもぐさっと刺しておかなければ、どんどんもっと膨らんじゃいますから。そういうことも、今言っていた市役所の職員の人たちは、その人たちの夢を膨らますことをやっちゃ駄目です。逆にくぎを刺す、抑え込むような形をしていかないと、本当にまとまっていい形の構想が練られないですから。それは本当に私希望しておきますんで。いかがですか。

企画部長 いろいろとご提言ありがとうございます。検討委員会において検討していく過程において、そういったことも参考にさせていただきながら、また、いろいろ可能な限りデータを収集したり、そうしたことを委員の方に示しながら、いろいろと検討させていただいて、いい方向に結論を導き出したいというふうに思っております。

副委員長 第1回の検討委員会が開催されたということですが、そこで委員の皆様から出た意見とか、何かございましたら教えてください。

政策企画課長 第1回の検討委員会で出た主な意見としましては、例えば那珂市民以外にも那珂インターチェンジを利用される県内の方などにも広くアンケートを取ったほうがいいのではないかとしたことや、あとは何らかの施設を造るのであれば、那珂インターチェンジ近くにこだわるのではなく、もう少し広域的に考えたほうがいいのではないかという意見が出ました。一方で、やはり那珂インターチェンジがあるのは大きな魅力ですので、インターチェンジ近くの好立地条件を最大限に生かすべきだといったご意見もございました。

あとは、何らかの施設、仮に造るということであれば、那珂市の特産物や資源を生かした、ほかにはないような特色を持たせることが重要であるといったような、そういったご意見をいただきました。

以上です。

委員長 ちょっと1つだけ。

アンケート、広報なかのね。もう大分戻ってきているんじゃないかなと思うんだけど、どのくらい戻っていますか。

政策企画課長 どんどん戻ってきてはいるんですが、ちょっとまだ集計はしていないので、すみません、ここでちょっとお話することはできないんですが、申し訳ありません。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩（午後1時48分）

再開（午後1時49分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席しました。

議案第 86 号 那珂市の公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

市民協働課長 市民協働課課長の玉川でございます。ほか 2 名が出席をしております。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書の 77 ページをご覧ください。

議案第 86 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について。

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の管理について、現在の指定管理の指定期間が令和 3 年 3 月 31 日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、78 ページのほうをお開き願います。

説明資料に沿って説明のほうをさせていただきます。

1、指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称及び所在でございます。

施設の名称は、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎、所在地は鴻巣 1356 番地の 6 になります。平成 10 年に竣工いたしまして、駅舎機能のほか、集会室、ギャラリー機能を持つ施設となっております。

次に、2、指定管理者とする団体の名称及び所在地になります。

名称は、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会、所在地は鴻巣 2101 番地 10 になります。このワーキング委員会でございますが、地元鴻巣地区の住民約 90 名で構成されておりまして、駅舎の管理のほか、三世代交流事業や地域の廃品回収、中学生との常陸鴻巣駅周辺的环境美化活動などにも取り組んでいる団体でございます。

次に、3、指定期間でございますが、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間といたします。

次に、4、指定管理料でございますが、年額 130 万円になります。

なお、この指定管理者が行う業務といたしましては、駅舎の朝晩の開け閉め、トイレ等の清掃、花壇の整備、施設の使用許可に関する業務となります。

最後に、5、公募をせずに当該団体を指定管理者とする理由でございます。

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎につきましては、これまでこの団体が 5 期 15 年、指定管理者として適切な管理運営をしてきております。また、コミュニティ活動の拠点施設としても地域住民に活用されており、施設の設置目的にも沿ったものになっております。このようなことから、今後もこの設置目的を維持していくためには、民間から指定管理者を公募するよりも、地域の中で一定の役割を果たしているこの団体が管理運営をすることが適当であるとして、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する

条例第4条第2項によりまして、公募をせずに引き続き指定管理者として指定をするものでございます。

その根拠となる条文につきましては、当資料の下の部分、参考のほうに記載をさせていただいております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

笹島委員 これは指定管理料というのは、創設してよりずっと変わっていないんですか。

市民協働課長 制度を導入した当時が平成18年ですので、平成18年から平成26年までの3期に関しましては130万円で行ってございましたが、現在、平成27年、今年、令和2年までは140万円という形でやっておりましたけれども、次回からは10万円減の130万円ということで進めております。

以上です。

笹島委員 そうすると、これは運営費が駅舎の掃除云々とか、あと花壇の整備、それから集会所が中にありましたね。その整備云々ということの経費として使っているわけですか、これは。

市民協働課長 指定管理料につきましては、施設の管理運営に関する経費でございます、おっしゃるように朝晩の開け閉め、あとは清掃の費用、使用許可に関する申請とか許可の業務、そういうことで人件費プラス、あとは光熱水費ですかね。そういったものを含めて130万円ということでございます。

笹島委員 そうすると、今このワーキング委員会は何名いた、90名とあって、そんなにたくさんいるんですか。

市民協働課長 正確な人数でございますけれども、令和2年4月現在で87人でございます。

笹島委員 87人全員やっているというわけじゃないでしょうけれども、掃除当番云々というのは。この人たちは無報酬のボランティアでやっているんじゃないんですか。

市民協働課長 朝晩の開け閉めは駅周辺の方5名程度で行っていますけれども、トイレの清掃につきましては約80の方が1日2人体制で毎日行っているもので、そういったものに対する人件費というのもこの指定管理料の中から支出してございます。

笹島委員 じゃこの130万円のほうでボランティアでやって、ボランティアじゃないのかな、有償ボランティアかな、何か知らないですけども。そうしたら微々たるものですよ、ああいう。なかなか大変な方もいらっしゃると思うんですけども、1日何回もお掃除するわけでしょう。そうすると、やはりいろいろ、いくら人数がいるといえ、限られた人たちでしょうから、有償ボランティアですから。こんな90人近くいる。実際は20人か30人くらいでやられていると思うんですけども。そうすると、中には負担が大変な気がするんですけども、有償ボランティアですから、ある程度そういうお金を差し上

げていろいろやっていただくという、そういう形を取っているんですか。

市民協働課長 清掃のほうにつきましては、80 人の方が1年を通して携わっているというふうに聞いてございます。金額的なものにつきましては、委員おっしゃるようにボランティアという意味合いもありまして、通常のコストではなくても、その辺は皆さんご理解いただいて、地域でやっているということでございます。

笹島委員 確かにこれ少ない金額で、本当に大変だと思うんですけども、そのほかに何か違う、この同じような組織の中で何か補助金を出しているという形を取っていますか。

市民協働課長 この指定管理につきましては、JR等の補助等はございません。あくまでも市のほうからの指定管理料と、あとは微々たるものですが、施設の使用料、それを合わせた形で管理運営をしているところでございます。

笹島委員 分かりました。

副委員長 今140万円から130万円に変わったということなんで、その10万円減額した理由はどんな理由でしょうか。

市民協働課長 これまでワーキング委員会では独自で広報紙を作成しまして、年数回、地域の方に広報を回していたところでございますけれども、現在、ワーキング委員会が組織している自治会というものが合併をいたしまして、自治会の広報紙にワーキング委員会の活動を載せて、より効率化を図ったということで、その分の経費については今回減額をさせていただいたところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

では、再開を2時10分といたします。

休憩(午後1時59分)

再開(午後2時09分)

委員長 再開いたします。

環境課が出席いたしました。

常任委員会協議・報告案件であります那珂市災害廃棄物処理計画（案）の策定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 環境課長、関でございます。ほか2名の職員が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、常任委員会資料17ページをお願いいたします。

那珂市災害廃棄物処理計画（案）の策定についてでございます。

本日も説明させていただく災害廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害廃棄物基本法に基づき、平時において地方公共団体が作成するものとなっております。令和元年から環境省の災害廃棄物処理計画作成モデル事業に参加いたしまして、作成を進めております。このたび那珂市災害廃棄物処理計画の案を作成いたしましたので、報告するものでございます。

背景・目的でございます。

近年、自然災害が多発・激甚化しており、大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況下におきまして、国が災害廃棄物対策指針を示しまして、県、市町村において災害廃棄物処理計画を作成し、適宜見直しを行うものとされております。

災害廃棄物処理計画は、災害により生じた廃棄物に適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから災害発生時の対応までの災害廃棄物対策を実施・強化するために必要な事項を整理するものでございます。

計画の経過でございますが、令和元年度から、環境省関東環境事務所の災害廃棄物処理計画作成モデル事業に参加してございます。こちらにつきましては、環境省が委託したコンサルタントと会議、模擬演習、机上演習、意見交換、情報交換会等の工程を経まして、たたき台を作成しました。今年度に入りまして、関係各課及び大宮地方環境整備組合などに意見照会を実施しまして、今回那珂市災害廃棄物処理計画（案）というものの作成になりました。

今後のスケジュールでございますが、パブリックコメントを12月24日まで。環境審議会がございまして、こちらにつきましては1月に意見照会を行いまして、審議会を2月に予定してございます。その後、議会の報告、令和3年第1回3月の議会で報告をさせていただきたいと考えております。

内容につきましては、概要版で説明させていただきます。

1番の背景・目的、重複するところがございまして、下から2行目のところ、目的、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するというところでございます。

2番、計画の位置づけと災害発生後の動きということでございまして、位置づけにつきましては、廃棄物処理法と災害基本法を根拠としまして、環境省が示した災害廃棄物対策指針、これに基づき計画を策定するものとなっております。

本計画は、茨城県の災害廃棄物処理計画や那珂市地域防災計画などとの整合を図りつつ、基本的な考え方や処理方法を示すものでございます。災害発生時におきましては、本計画に基づいて初動の対応をいたします。その後、災害の規模などにより、実行計画を策定いたします。

2番の表のピンクの帯状、縦に長くなっているところがあります。そのところに「□□災害に係る那珂市災害廃棄物処理実行計画」って、四角があるんですけども、そのところは災害の名称、例えば昨年であれば台風19号災害に係る那珂市災害廃棄物処理実行計画というふうな災害の名称が入るところになります。

次のページを見ていただきまして、3番で、計画で想定する災害と被害の様相ということでございます。

本計画では、地震災害、風水害、その他自然災害を対象としてございます。茨城県の地震被害想定調査報告書というものがございまして、こちらにおきまして、那珂市で最大2万4,000トン、災害の廃棄物が発生すると想定されております。

災害廃棄物の種類でございますが、写真のようなものが出てくると想定されます。地震で見られるものとしましては、建物の被害が多くなるものと予想されます。水害におきましては家財道具です、テレビなど家財道具。その他漂流物なども多く発生するものと思われま

す。次、4番でございます。

災害廃棄物処理の基本方針です。7つの方針を示しております。

1番に市民の生活再建の早期実現を図るため、迅速な処理を実施する。

2番としまして、徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を実施する。

3番としまして、災害時において周辺環境に配慮した適正処理を実施する。

4番、生活ゴミや避難所のゴミ、し尿処理を最優先としまして、災害廃棄物については、有害性、腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去、処理を実行する。

5番としまして、住宅地で撤去等の作業や仮置場の搬入、搬出作業において、安全の確保を徹底する。

6番としまして、最少の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。

7番としましては、関係団体と協力・連携し、処理を推進するとともに、市民や事業者、ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得るという7つの方針を示しております。

5番、次のページを見ていただきまして、5番の組織体制でございます。

災害発生後は、組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携をしまして、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進するものでございます。

災害対策本部の指揮系統におきまして、災害廃棄物の処理の体制を取るものでござい

す。総務係、資源管理係、処理係、受援係の4つの係で構成して対応するものでございます。

資料、次のページをお願いいたします。

各主体との協力でございます。

関係主体としましては、県内の市町村、あと茨城県と民間事業団体と一部事務組合、社会福祉協議会、国や関係機関と連携、協力をするものでございます。

7番、処理の流れでございます。

生活ゴミ・避難ゴミがございます。平時と同様、ふだん利用しているゴミ集積所を利用して収集運搬、処理を行うこととします。片づけゴミにつきましては、災害後に発生する一次仮置場に分別、搬出し、本市、または許可業者による収集運搬を行い、民間処理施設等で適切に処理を行います。

撤去家屋等につきましては、分別した上で、市が設置する一次仮置場に搬出し、処理施設等で適切に処理を行うものでございます。

次、5ページをお願いいたします。

仮置場の種類でございます。

一次仮置場と二次仮置場がございます。一次仮置場につきましては、市民が直接持込みをした廃棄物を集積し、分別後、処理施設まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場でございます。

二次仮置場につきましては、仮設の粉碎施設や資源物の一時保存場所を併設することも想定している仮置場でございます。

候補地につきましては、那珂総合公園の調整池のところ、有効面積としまして3,000平米でございます。静峰ふるさと公園第4駐車場、こちらにつきましても4,800平米、砂利の駐車場でございます。中谷原公園、こちらにつきましても9,000平米、有効面積がございます。こちらを候補地と選定してございます。

8番、平時の取組でございます。

平時の取組としましては、災害発生後、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、本市では市内連携の強化、各主体との協力体制、連携体制の構築、職員の災害対策適応力の向上をはじめ、平時より取組を推進するものでございます。

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられるものでございまして、その処理につきましては、市が主体となって処理を行うものでございます。市及び大宮地方環境整備組合は、平時から災害時の対応について協議・協力体制を構築し、訓練を通じて体制整備を図るものいたします。市が被災していない場合におきましても、災害市町村からの要請に応じまして、人材及び機材の応援等を行うとともに、大宮地方環境整備組合と連携し、被災地域の災害廃棄物の受入れを積極的に行うものいたします。

説明については以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

木野委員 8番の平時の取組についてなんですけれども、職員の教育訓練の実施ということで、今までされてきたのかどうか。また、今後はどのような形を取ってやっていくのか教えていただけますか。

環境課長 今までやったことはございません。

今後のやっていく方法でございますが、実際にゴミの処理が、物が出るわけではないので、机上訓練等を実施していきたいと考えております。

木野委員 今まではやったことなく、結局、毎年毎年新しい方が採用されて入ってきますよね。ということは、全然今までやってこないということは、その方たち、ここに一応、研修、セミナー等に適宜参加というふうになってはいますけれども、そういうセミナーとか研修、セミナーなんかはあるんですか。

環境課長 現在のところはございません。環境課のほうでその辺は進めていきたいと考えてございます。

木野委員 しっかりと、やはり災害というのは来てからやるのではなくて、普通の取組が大事だと思うんです。そういったところをしっかりと環境課のほうで指導していただけるように要望いたします。

以上です。

副委員長 仮置場ですけれども、現在、仮置場候補地で3か所挙がっておりますが、有効面積は3,000平米、4,800平米、9,000平米ということですが、これ現状で、災害の規模にもよるので難しいところですが、この3か所があれば、取りあえずは足りるというか、市としては対応が可能だというふうに考えているんでしょうか。それとも、あくまでも候補地であって、これにプラスアルファ、探してこれから付け加えていくということになるんでしょうか。

環境課長 現在のところ3か所ということで挙げておりますが、今後増やせるところがございましたらば、増やしていきたいとは考えてございます。

副委員長 増やせる場所があればということは、候補地はあるんですか。それとも、今のところはこの3か所で、それ以上は考えていないということですか。

環境課長 候補地につきましては、那珂川、久慈川両方に挟まれてございます。一番水害のときに困るのかなというところもございまして、両方の河川沿いに仮置場を設置するというふうなことが望ましいのですが、実際に両方に候補地を探したところ、なかなか見つかりませんでした。戸多小学校なども想定したんですけれども、浸水想定エリアに指定されているため、ちょっと除外したところがございます。

そのほか、本米崎小学校は現在学童施設として利用されておまして、体育館、または避難所として指定されているため、候補地からは外しております。

そのほか、民間の土地についても検討いたしました。那珂核融合研究所の敷地北側に調整池があるんですけれども、そののところも当たったんですけれども、実際に調整池であることや、下に配管があるというところがありまして、ちょっと適さないというところで、今回外してございます。

副委員長 見るとどうしても北西部というか、静峰ふるさと公園、総合公園と中谷原公園は、近いですし、額田地区とか神崎地区のほうはあまり見られないのかなという感じはします。ですから、その意味では、ある意味、神崎地区のグラウンドなんかもあると思いますし、市所有のもので、これはもう一時的に、仮置場ですから、永久に使えなくなるというわけではありませぬので、それは柔軟にそういうところも設定しておいてシミュレーションしておくということが私は計画をつくる上ですごく大切なことなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

環境課長 その辺は随時見直しをかけていくと、考えていくというところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後2時26分）

再開（午後2時27分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席いたしました。

常任委員会協議・報告案件であります那珂市防災行政無線のデジタル化に伴う時報の放送時刻変更についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしく願いいたします。

着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の45ページをお開き願います。

那珂市防災行政無線のデジタル化に伴う時報の放送時刻変更についてご説明いたします。

那珂市防災行政無線で試験放送を兼ねた時報のメロディーを屋外子局より1日3回放送しております。朝の放送に関しまして、旧那珂町と旧瓜連町エリアで放送時刻が異なっております。令和3年4月1日からは、防災行政無線のデジタル化に合わせて時報を下記のとおり変更することといたします。

現在、変更前の放送時刻、午前6時、旧瓜連町エリア、午前8時、旧那珂町エリア、正午と午後5時は市内全域同じとなっております。

変更後の令和3年4月1日以降の放送は、防災行政無線のシステム内で統一した放送送信有無のエラーチェックができることから、市内全域、午前8時、正午、午後5時に変

更いたします。

今後のスケジュールは、令和3年2月下旬から回覧、広報紙、ホームページやSNS等で市民に対して周知を実施してまいります。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

副委員長 単純にこの選曲というのはどうやって決めたんですか。

防災課長 選曲、曲の内容でしょうか。それにつきましては、著作権がある中で、事業者のほうから著作権のほうを取ってあるいくつかのメロディーを防災課職員で聞いて、あまり長時間にならなく、内容がメロディーで分かりやすいものを決定したというのが現状でございます。

副委員長 じゃ課長のセンスで、これはもう夕方この曲がいいなということですかね。

防災課長 そういう感じです。

委員長 ほかにありませんか。

ちょっと1つだけ確認。瓜連地区、今現在、朝午前6時になっています。これ今度これから午前8時になるわけですけれども、午前8時のほうがいいという意見が多かったんだっけか。

防災課長 午前8時の意見が多いというより、午前6時に対するちょっときついご意見がいくつかありまして、1つについては、精神的なダメージを受けたという、病的なことにも影響するというようなものがありました。それが10件も20件もあったわけではないんですけれども、その意見をまず考えたことと、あと、那珂市に新しく住んで、午前6時に鳴るのはちょっと非常に早いだろうという、新住民の方のご意見もありまして、せっかく心地よい那珂市に住むと選んだのに、ちょっと騒音的なことだというようなご意見もあった中で、判断させていただきました。

委員長 確かにね、午前6時は早いなという話は大分聞きます。でも、私としてはあれが目覚まし時計になるんで。

君嶋委員 今回、デジタル化に伴って那珂市全体の時間帯、この流れでもう統一するという、そういうことだと思うんですけれども、いや、実はもっと早く、これ合併したときからいろんな声が出ていたんですよね。旧那珂町の午前8時と、午前6時の瓜連と、これを一緒にできないかというのは結構前から話があったんで、これがなぜできなかったのかだけちょっとお聞きしたいんですが。

防災課長 すみません、当時のことを全て私も把握したというか、聞いたわけではないんですけれども、様々なご意見を聞いた、いろいろな場所の方、地元の自治会や、そういうお話しをしていった中で、なかなか午前6時というのを大きく変えてくれというようなのが判断できなかったという、思い切りがまずできなかったと聞いています。今回はデジ

タル化に伴って、今までアナログで放送しているものは録音、例えば音を流したものを録音をしたのを、それを機械で流すようなシステムなんですけれども、デジタルの場合には、もう音源をそのデジタルの中でつくったものを流すので、逆に今より鮮明に流れてしまうので、もっとうるさいというような批判が来ることも大きく想定されたので、今回はやはり思い切って統一ということを私どもで考えました。

君嶋委員 アナログだから駄目だったとか、そういうわけではなくて、いろんな事情があつて変更できなかつたと。今回このデジタル化に伴って、多少まだあるかもしれないですけども、住民の声を中心にいろいろこれで取付けするということですね。了解しました。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

続いて、那珂市国土強靱化地域計画（案）の策定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

防災課長 それでは、常任委員会資料の 46 ページをお開き願います。

那珂市国土強靱化地域計画（案）についてご説明いたします。

1、那珂市国土強靱化地域計画（案）について。

強くしなやかな国民生活の実現を図るため防災・減災などに資する国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、定めるものでございます。本計画は、地域を強靱化する上での目標やリスクシナリオ、最悪の事態の設定、脆弱性の分析・評価を踏まえてリスクへの対応方策の検討を行い、国土強靱化に関する施策の推進を図るために策定するものでございます。

次に、2、計画の概要の前に、3の今後の予定についてご説明させていただきます。

令和3年1月にパブリックコメントの実施、3月定例会、総務生活常任委員会でパブリックコメントの実施結果及び最終案の報告を予定しております。

1ページめくっていただきまして、那珂市国土強靱化地域計画（案）の概要をご覧ください。

I、計画策定の趣旨。

平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の指針となる国土強靱化基本計画が策定され、本市でも東日本大震災以降も台風や局地的雷雨などにより被害が発生しており、第 2 次那珂市総合計画にて、「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」を市の将来像として、災害などに対し、地域一体となって備える安心で暮らしやすいまちづくりに向けた施策を計画的に推進するため、那珂市国土強靱化地域計画を策定するものです。

次に、2、計画の位置づけ及び計画期間。

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画とする。また、国の基本計画、茨城県の県計画と調和の取れた計画、第 2 次那珂市総合計画における地域防災力の向上

等の具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画と位置づけ、まちづくりの視点も併せてハード、ソフト両面での包括的な計画で、計画の期間は令和2年度から令和6年度まで5年間といたします。既に令和2年度から実施している事業があるため、今年度からの計画期間としております。

次に、Ⅱ、国土強靱化の目標と強靱化に向けた施策。

1、本市における国土強靱化の基本目標。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しても、市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すことといたします。

市民の誰もが生涯活躍できるまちづくりとして、その図のところですね。1、人命の保護が最大限図られること、2、市政及び社会の重要な機能が致命的な被害を受けずに維持されること、3、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、4、迅速な復旧復興により「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」を目指しますというイメージ図になっております。

次に、2、計画の対象とする災害。

計画の対象とする災害は、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般、地震、津波、台風、竜巻、豪雨の風水害などいたします。原子力災害への対応といたしましては、国の基本計画の動向を見ながら、今後取扱いを検討してまいります。

1ページめくっていただきまして、Ⅲ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価。

国及び県により示されている評価方法から本市における起きてはならない最悪の事態を以下のように設定いたしました。

想定するリスクシナリオは、国のリスクシナリオの番号を踏襲することから、空き番号が存在しております。空き番号は、本市に影響のないものとなります。

まず、①直接死を最大限防ぐから次のページの⑧の社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備するまで8項目になっており、表の左側が回避すべき起きてはならない最悪の事態で、右側が想定するリスクシナリオの内容となっております。

次に、概要の4ページをお開き願います。

1、強靱化施策分野の設定。

市町村計画における強靱化施策分野については、国の施策分野を基に市町村の特性や施策等を考慮して設定することとなるため、本計画では、以下のように施策分野を設定しております。

(1) 強靱化施策分野。

①国のガイドラインで示される強靱化施策分野として、個別施策分野の12と横断的分

野の5つを設定しております。

②本計画での強靱化施策分野の設定、国の施策分野を基に市町村の特性や施策などを考慮して設定することとなるため、以下のように施策分野を設定いたしました。

表の左側が本市の施策分野1から5が個別施策分野で、A)、B)、C)が横断的な分野になっております。

真ん中は国の施策分野になります。一番右側は分野統合の考え方になります。

次に、5ページをお開き願います。

IV、強靱化の推進方法。

1、回避すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する施策・事業になります。

表は（1）直接死を最大限防ぐから8ページの（8）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件の整備まででございます。

左側から本市において想定するリスクシナリオ、施策、主な取組になります。この主な取組が各課で強靱化のために行う事業になります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

ご意見、ご質疑ございませんか。

木野委員 すみません、今の説明の中で5ページから8ページの分なんですけれども、今日、総務課のほうから行政組織機構の見直しということで聞いているんですけれども、これを見ると、そのままやはり建築課は廃止になっているのが建築課とかって出ているんですね。この辺は変更、ちゃんと大丈夫ですよ。

防災課長 最終案のときには全て直してお出ししたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長 計画（案）のほうの11ページ、後ろの概要版じゃない案のほうです。11ページで、民間投資の活用ということを言われています。PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策ということで、民間投資を一層誘発すると。

そして、26ページにいきますと、防災機能を備えた施設の整備とあって、那珂インターチェンジ周辺地域において、防災機能を備えた施設整備の検討を進めるということになっております。

この辺は、やはり周辺地域においてのそういった施設整備の検討を、これは進めていくと、道の駅じゃないですけれども、那珂インターチェンジ周辺、今進めている中で検討していくということでもいいんですかね。

防災課長 そのことにつきましても、内部会議のワーキングの中でやはりそういうものも踏まえた中で載せて、この強靱化のほうで図っていこうというような形で載せてあります。

副委員長 そのときに、ここで民間投資の活用と言っていますので、やはりこういうところは

一貫性を持ってやってほしいんですね。ここで言葉がきれいだから民間投資を活用ってただ載せているんじゃないくて、ここで載せている以上は、政策企画課の那珂インターチェンジ周辺の開発も民間投資というのを念頭に置いて進めていただくというのが、それが整合性を取る意味でもそうなるのかなというふうに思いますので、ここだけではないですけども。そういう形はぜひですね、言っていることとやっていることの乖離のないように進めていただきたいと思います。

それから 36 ページ、人事異動等を重視したBCP体制、BCPというのは多分、事業継続計画ということだと思いますが、これ人事異動等を重視したBCP体制を確立というのは、これはどういうイメージですかね。

防災課長 直接私の課の所管部分ではなく適切なお答えはできないので、今、小泉委員にももらった意見を通しながら、最終案までに、ちょっとそこがどういう形で載せておくべきものなのか、また省くものなのかは再度検討させていただきたいと思います。

副委員長 じゃすみません、そこをお願いします。

それから、37 ページで防災アプリってなっていますけれども、これは何かあれですか、防災の利用人数で 2021 年供用開始となっていますけれども、何か防災に特化したアプリを市で準備して運用が始まるということですか。

防災課長 防災行政無線のデジタル化に伴いまして、その中で防災に特化したアプリのほうを那珂市、私どもの防災課のほうから市民の方に発信して、アプリのダウンロードをさせていただいて、防災の情報を得ていただくというようなアプリを4月から運用したいと考えております。

副委員長 市でいろいろ今、情報発信やっているといると思うんですね、LINEだったりとかフェイスブックもありますよね。あと、ツイッターもやっているといると思うんですけども。あまりいろんなものを用意してしまうと、市民がいざ登録して使うかというところの問題があると思うんですけども、SNSをうまく利用すれば、別に防災アプリを用いなくても、十分に防災に対する情報発信にはなるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどう考えていますでしょうか。

防災課長 今、小泉委員の言うとおりに、様々なそういうものを使いながら、今、那珂市のほうで情報発信していると思うんですけども、私どものほうのこのアプリにつきましては、防災に特化した形での情報提供を考えておりまして、あくまでもこれは防災無線だけに頼るものではなく、様々なもので災害時に情報発信をしたいというような考えの中で特化した考えなので、ほかの数多くやっているといるというお話は私らも重々分かってはいるんですけども、防災のほうの観点から防災無線のほかにも1つ、2つ、そういう情報を流したいというような意図で私どものほうはアプリを配信するというような考えになりました。

副委員長 ちなみにアプリってお金、導入にはかからないんですか。

防災G長 導入というのはあれですか、市民の方がダウンロードするもの、それとも那珂市として導入するに当たってということですか。

副委員長 那珂市として防災アプリを準備して、市の方にアプリを使ってもらおうということになりますよね。那珂市として防災アプリを用意するのにお金はかからないんですかということですか。

防災G長 平成30年度から実施している那珂市防災行政無線のデジタル化工事の中で一括してやっておりますので、その中で工事費が発生しております。ただ、今後、アプリの使用料ではなくて、アップル・デベロッパーとかグーグルマップのほうの定期的な支払いは出てきますけれども、先ほどちょっと課長からも説明があったんですけども、防災アプリに関しては、防災行政無線から放送した内容をアプリの中で聞いたり見たりすることができるということになりますので、たとえお家にいなくても、外部に行って、那珂市でどういう防災行政無線が流されたのかというのが確認取れるアプリでありますし、あと、現在の開設している避難所の状況とか、マップの中で確認できるというアプリになりますので、そういう形でご利用していただければと考えております。

副委員長 目的は分かりました。それであれば、やはりどれだけダウンロードしていただけるかというのが非常に大事なところだと思います。そういった見直しも当然していくということだとは思いますが、導入するからにはしっかりと利用していただけるようにしていただきたいと思っております。

もう一点、最後に、51ページに今後の期間及び見直しというのがありますけれども、これやはり常に見直していくということが大切なんだろうと思っております、ここに書いてあるとおりに思います。そのあたりは、これ毎年やっていくとありますが、どのようにやっていくのでしょうか。

防災課長 この国土強靱化計画につきましては、様々な交付金、補助金の対象と、ここに載せてあることがその採択要件という明確に書かれたものはないですけども、優先順位は国土強靱化の策定というのが国からの通知の中でも書かれておりますので、ここに載せた事業だけがスムーズに進むわけではないので、それに関して新しい、例えばその後ろに別表1の道路事業や下水道事業、別表2が書いてあると思うんですけども、やはりこういうところは年次計画の中で動いてくることもある中で、1年の中で見直しをかけながら、国や県のほうから補助金等採択していただける事業にするために見直しをやっていきたいというような形でここに載せてあります。

副委員長 そうすると、1年に1回は各課からの報告かなんかを受けて、進捗状況等を確認しながら見直していくという形、それは防災課が主導となってやっていくという形になるんですか。

防災課長 今のところ防災課でこの計画を策定していますので、そういう形で、そういう報告を受けながら対応していきたいと考えております。

副委員長 なかなか大変なことかとは思いますが、各課の事情もありますし、それを取りまとめながらというのは非常に大変だと思いますが、大切な計画だと思いますので、ぜひとも毎年度、進捗状況を確認しながら適切なものに更新していくことをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2 時 52 分)

再開 (午後 2 時 53 分)

委員長 再開いたします。

次に、調査事項についてです。

当委員会では、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくりについて調査を行っております。

この件について、10月21日に常陸大宮市と常陸太田市の道の駅を視察しまして、駅長をはじめ、市の職員からお話を伺うことができました。事務局で内容をまとめたものを本日配付しておりますので、事務局から説明させます。

次長補佐 それでは、別紙になります。総務生活常任委員会視察研修についてというものをご覧ください。

まず1枚目ですけれども、こちらは常陸大宮市道の駅～かわプラザ～を訪れたときの内容でございます。内容としましては、建設に至るまでの経緯、道の駅整備の背景、整備事業、こちらは事業費約20億円ということでお話を伺っております。あと、利用者、総売上げの状況、こちらも令和元年度は、レジ通過者ですけれども、54万6,661人いたと、売上げも6億9,099万円という数字のお話をいただいております。

また、農産物直売施設の状況でございますけれども、手数料としまして、販売金額の15%から20%、生産組織としてはJA常陸組合員の常陸大宮市内の生産者で、会員数305名で組織されているということでございます。

1枚めくっていただきまして、裏面になります。

そのときに委員の皆様からご質問があった件、Q&Aでこちら記載してございます。収益金については、平成27年の経常利益は700万円、直近の令和元年度は990万円、また、県外からの来客者の状況は、毎年大体全体の3割は推移していたんですけれども、今年は1割だったと。商品の選定に関しては駅長が選定しているということでございます。あと、入る店舗は、いつ頃どのように決めたかというのは、JA、あとレストランですかね、こちらは半年前と。ただ、1年前から事業者との調整はしていたというような主な内容でございます。

続きまして、その次のページになります。

今度は常陸太田市の道の駅ひたちおおたの件でございます。

こちらにも建設に至るまでの経緯、整備の概要、総事業費約 13 億 6,000 万円、整備の目的、運営、あと利用者です。こちらは令和元年度 76 万 1,459 名、売上げが 7 億 4,233 万円で、令和元年度の上半期の直売所の農家数ということで、こちら農家数が 297 名です。那珂市からも 37 名の方がこちらに出されているとお話でした。

雇用状況は、常陸太田産業振興組合株式会社というのを立ち上げて、パートとかアルバイトを含めて合計 100 名ということでございました。

裏面の Q&A をご覧ください。

上から 3 つ目です。指定管理料のご質問がありました。こちらは、24 時間開けているので、営業時間外の電気代、清掃費などに 200 万円を計上していると。また、一番下です。全てのテナントで賃借みたいな形かということですが、こちらはレストランのみ直営で、撤退されるとテナントがなくなってしまうリスクがあると、こういった回答がございました。

以上でございます。

委員長 以上のようなことでございました。

また、道の駅は可能性の一つとして執行部から出てきたものですが、先ほど政策企画課からも報告があったように、那珂インターチェンジ周辺については検討委員会を立ち上げたということで、これから議論に入っていくということです。

当委員会としましては、引き続き県内の道の駅を調査していくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、筑西市の道の駅と笠間市で建設中の道の駅を視察できるよう、事務局に指示しておきましたので、日程等について説明させます。

お願いします。

次長補佐 先ほど笹島委員からもお話をいただいたと思うんですけども、1月27日の水曜日、こちらで筑西市と笠間市の了解をいただいております。午前中、筑西市の道の駅に行きまして、午後、笠間市の、こちらは笠間市役所へ行く形になると思うんですけども、その後に現地が、もし天候がよければ、現地を見させていただくという流れで考えております。

調査事項の内容につきましては、前回、道の駅、常陸太田市と常陸大宮市へ行ったときに、運営状況について、収益についてということ、運営上の課題、あと集客への取組、JAなどの地域団体との連携、施設内の見学というものを調査依頼ということでお願いはしておりましたので、今回これに新たに追加するもの等がございましたら、この後ご意見をいただければと思います。

あと、笠間市のほうはまだ現在建設中でございますので、道の駅の建設までの決定の経緯ですかね、あとは事業の概要ですとか、JAなど地域との連携、テナントの選定方法などをお聞きする内容でよろしいかなというふうに思っておりますので、こちらもご意見をいただければと思います。

以上でございます。

委員長 それでは、次回、1月27日に視察するというので、ただいま調査内容について、そのほか何か要望することはございませんか。

事務局ね、現在、笠間市の道の駅、すぐ近く、500メートルくらいかな。

次長補佐 みどりの風、直売所ですね。

委員長 そう、みどりの風という直売所。

そこも見たいので。その辺の調整。

笹島委員 笠間駅の近くに直売所があるんです。

笠間駅の近くにある小さい直売所。それと、みどりの風のほうです。

次長補佐 じゃちょっと調べます。

委員長 調べてください。

笹島委員 見学に行くところは大きいほうだけでいいんですよ。だから、今言っていた私の、本当か話が分からないので、これちょっと聞いておいてくれますか、ちょっと。

次長補佐 両方ですね、はい。見に行かれるのはみどりの風のほうだけでよろしいですか。

笹島委員 見るのはね。両方ともJA常陸がやっている。

次長補佐 そちらの運営とかについても確認をするということでもよろしいわけですか。かしこまりました。

委員長 では、そういうことでお願いします。

それでは、事務局のほうでよろしく願いいたします。

集合時間とか詳細につきましては、後日お知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、茨城県市議会議長会第2回議員研修会の参加者についてでございますが、令和2年度第2回議員研修会の開催通知、ご覧をいただきたいと思っております。

開催が令和3年2月5日、場所が水戸市、ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸でございます。出席者につきましては、萩谷委員がぜひとも参加したいということでございましたので、萩谷委員でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、萩谷委員にこの研修会は参加していただくということをお願いいたします。よろしく申し上げます。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後 3 時 02 分）

令和 3 年 2 月 22 日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 勝村 晃夫